

第2回「化学物質と環境に関する政策対話」
議事録

- 1 日時 平成24年8月29日（水）13:00～16:00
- 2 場所 全日通電が関ビルディング（8階 大会議室A）
- 3 出席者

【メンバー】

一般社団法人日本自動車工業会 環境委員会	浅田 聡
製品化学物質管理部会副会長、トヨタ自動車株式会社	
主婦連合会 環境部長	有田 芳子
環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課長	上田 康治
電機・電子4団体、三菱電機株式会社 環境推進本部専任	宇佐美 亮
農林水産省大臣官房環境政策課長	榎本 雅仁
【代理：大臣官房環境政策課地球環境対策室長	大友 哲也】
日本生活協同組合連合会 環境事業推進室長	大沢 年一
国立大学法人横浜国立大学大学院環境情報研究院 准教授	亀屋 隆志
明治大学理工学部 専任教授	北野 大 [座長]
オフィス条約を日本で実現するNGOネットワーク 運営委員	橘高 真佐美
一般社団法人日本化学工業協会	坂田 信以
住友化学株式会社理事・生物環境科学研究所長	
ジャーナリスト・環境カウンセラー	崎田 裕子
一般社団法人日本化学工業協会 常務理事	庄野 文章
【代理：一般社団法人日本化学工業協会 化学品管理部部長	近藤 元好】
日本労働組合総連合会 総合労働局雇用法制対策局長	杉山 豊治
日本石鹼洗剤工業会 環境委員長	高橋 不二夫
大阪府環境農林水産部環境管理室長	谷口 靖彦
ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 事務局長	中下 裕子
NPO法人有害化学物質削減ネットワーク 理事長	中地 重晴
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長	長谷部 和久
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長	半田 有通
経済産業省製造産業局化学物質管理課長	三木 健
公益財団法人世界自然保護基金ジャパン シニアオフィサー	村田 幸雄
国立大学法人東京工業大学総合理工学研究科 教授	村山 武彦
日本化学エネルギー産業労働組合連合会JEC総研代表	山本 喜久治

4 議題

- (1) 設置要綱について
- (2) SAICM（国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ）国内実施計画（案）について
- (3) 今後の議論の進め方について
- (4) 各省庁における最近の取組について
- (5) その他

5 議事

事務局 それでは、定刻になりましたので、第2回「化学物質と環境に関する政策対話」を開催いたします。

まず、本政策対話の事務局である環境省環境保健部長の佐藤敏信より御挨拶をさせていただきます。

佐藤氏 皆さんこんにちは。事務局を仰せつかっております環境省環境保健部の部長で佐藤と申します。改めまして、どうかよろしく願いいたします。

また、平素より化学物質対策の推進につきましては御尽力を賜っておりますことに、この場を借りて厚く御礼を申し上げる次第であります。このところ暑い日が続いておりますので、大変、なかなか残暑厳しいと申しますか、そういう中でお集まりいただきまして、この点も厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日、こうして第2回目の化学物質と環境に関する政策対話を開催することとなりました。これももう1回目におおよそ御説明いたしましたのであえて申し上げるまでもないのかもしれませんが、これは昨年度まで開かれておりました円卓会議というものを発展的に解消いたしまして、このような形で今年の3月に発足させて、これが第1回ということで参りました。これも言うまでもないことですが、これまでの円卓会議で培いましたステークホルダー間の相互理解という視点に立ちまして、今後意見交換あるいは合意形成という方向を目指していただければと期待しております。

本日ですが、これももうあらかじめ御承知のこととは存じますが、SAICMの国内実施計画に係ること、それからもう一つは、この政策対話が今後どういう方向で議論を進めていくか、この2点でお話をいただくことになっております。

SAICMの国内実施計画につきましては、後ほど事務局も交えまして丁寧に御説明しますので、ここでは詳細を申し上げることはしませんけれども、本日の御議論を踏まえて、関係省庁で国内実施計画という形で策定しまして、来月ケニアで開かれましてICCM3にて報告をする、こういう予定になっております。

いずれにしても、本政策対話は、あらかじめ決められた制度やルールないしは話題に限定されることなく、化学物質政策にかかわる諸問題を幅広く御議論いただくということにしておりますので、大所高所から自由闊達に御議論いただければと思っております。

繰り返しになりますが、環境省といたしましても、北野座長を初め委員の皆様方のこの対話での議論というものをしっかりと受けとめまして、ここにも来ておりますけれども、関係省庁とも連携をしつつ、包括的な化学物質対策を進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますけれども、冒頭の私の挨拶に代えさせていただきます。本日は、どうかよろしく願いいたします。

事務局 続きまして、本日御出席されておりますメンバーの紹介をさせていただきます。資料に出席者一覧もございますので、そちらも併せて御参照ください。

明治大学教授、北野大様。

横浜国立大学大学院准教授、亀屋隆志様。

東京工業大学大学院教授、村山武彦様。

一般社団法人日本自動車工業会、浅田聡様。

主婦連合会、有田芳子様。

本年度新たにメンバーとなりました環境省環境安全課長、上田康治。

電気・電子4団体、宇佐美亮様。

農林水産省化学環境政策課長、榎本雅仁様におかれましては、代理として大友哲也様。

日本生活協同組合連合会、大沢年一様。

オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク、橘高真佐美様。

一般社団法人日本化学工業協会、坂田信以様。

ジャーナリスト・環境カウンセラー、崎田裕子様。

一般社団法人日本化学工業協会、庄野文章様におかれましては、代理として近藤元好様。

日本労働組合総連合会、杉山豊治様。

本年度新たにメンバーとなられました日本石鹼洗剤工業会、高橋不二夫様。

本年度新たにメンバーとなられました大阪府、谷口靖彦様。

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、中下裕子様。

特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク、中地重晴様。

厚生労働省化学物質安全対策室長、長谷部和久様。

厚生労働省化学物質対策課長、半田有通様。

本年度新たにメンバーとなられました経済産業省化学物質管理課長、三木健様。

世界自然保護基金ジャパン、村田幸雄様。

日本化学エネルギー産業労働組合連合会、山本喜久治様。

以上の23名となります。

事務局は、環境省環境保健部環境安全課の水谷と森谷です。よろしくお願いたします。
また、この政策対話は公開で開催しており、プレス取材の方々も傍聴席においてになることを申し添えます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第の後ろに出席者一覧、座席表。

資料1「化学物質と環境に関する政策対話 設置要綱(案)」。

資料2-1「SAICM国内実施計画(案・8月29日版)」。

資料2-2-1「SAICM国内実施計画の策定過程」。

資料2-2-2「第1回『化学物質と環境に関する政策対話』でいただいた御意見」

資料2-2-3「『化学物質と環境に関する政策対話』準備会でいただいた御意見及びその対応」。

資料2-2-4「パブリックコメントとして寄せられた御意見及びその対応案」。

資料3「今後の議論の進め方について(案)」。

資料4-1「既存化学物質評価10カ年計画に基づく化学物質管理政策の今後の考え方」。

資料4-2「生活環境における化学物質の安全対策をめぐる最近の動向について」。

資料4-3「POPs条約に基づく国内実施計画の点検・改定」。

参考資料「GPAに対する我が国の取組状況」をお配りしております。

加えて、メンバーのお手元には、第1回「化学物質と環境に関する政策対話」の議事録と「化学物質と環境に関する政策対話」準備会の議事録をお配りしております。

すべてお手元にお揃いでしょうか。

第1回化学物質と環境に関する政策対話の議事録は、環境省のホームページで公開されています。

SAICM国内実施計画に関するご意見については、後日頂いた御意見と合わせて、資料2-2-2にお示ししております。

なお、化学物質と環境に関する政策対話準備会は、SAICM国内実施計画案への意見の募集に先立ちまして、関係省庁が作成する案に対して有識者の御意見をいただくため、政策対話という場をお借りしてメンバーの皆様からの御意見を拝聴させていただいたところでございます。この際に頂いた御意見については、資料2-2-3にお示ししております。

一般傍聴の皆様には、入場時に本日の御感想などを記入していただくアンケート用紙をお配りしておりますので、お帰りの際に受付にお渡しくださいますようお願いいたします。

それでは、この後の議事進行を座長の北野先生にお願いいたします。

北野座長 承知しました。それでは、早速ですが議事に入りたいと思います。先ほど佐藤部長からもお話がありましたように、今日はSAICM国内実施計画について委員の皆様方の活発な御意見と、そして御協力により、何とかファイナライズできればと思っております。一応4時まで、長丁場ですが、ぜひ御協力ください。

先ほど気がついたのですが、私のところだけペットボトルが2本あります。それは余計しゃべることかもしれないかもしれませんが、座長が余りしゃべってはいけませんので、1本はお返しすることにして、委員の皆さん方の活発な御意見をもとにまとめていきたいと思っております。では、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、まず最初の議題ですが、議事1、資料1の設置要綱案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料1「化学物質と環境に関する政策対話 設置要綱(案)」を御覧いただけますでしょうか。

この設置要綱案につきましては、3月に開催されました第1回政策対話で御議論いただいたところがございます。当日少し御意見がございまして、当初は1.の趣旨のところ、「さまざまな主体による化学物質と環境に関する意見交換、合意形成の場として政策対話を設置し」という書きぶりだったのですけれども、前回の御議論で、「意見交換を行い、合意形成を目指す場」としてはどうかという御意見がございました。

事務局で第1回の政策対話終了後、メンバーの皆様にもメール等で御確認いただきまして修正させていただいたものでございます。念のため、今回の政策対話で御確認いただければということでございます。

説明は以上でございます。

北野座長 ありがとうございます。

今、説明がありましたように、「意見交換を行い、合意形成を目指す場」、そういう形でこの設置要綱の趣旨にしたいということですが、御意見いかがでしょうか。御質問なりあればお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

特に反対の意見はないようですので、事務局案どおり、「合意形成を目指す場とする」という、「目指す」ということで進めたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事2に移ります。SAICM国内実施計画について具体的に議論を進めたいと思いますので、まず、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料2-1、それから資料2-2-1等を用いまして、「SAICM国内実施計画（案）」について御説明させていただきます。

まず、資料2-2-1を御覧いただけますでしょうか。こちらは、国内実施計画策定のプロセスについて簡単に書かせていただいております。かいつまんで御説明いたしますと、第1回の政策対話が3月27日に開催され、こちらで国内実施計画の構成案、それから盛り込むべき事項について御議論いただきました。そういった意味で、本政策対話でいろいろと御議論いただいてきたというプロセスが1つあるかと思えます。

それから、4つ目でございますけれども、先月7月17日から30日間、本国内実施計画（案）につきまして、いわゆるパブリックコメントを開催させていただき、幅広く国民の皆様のお意見を聞いてきたところでございます。本日8月29日、第2回の政策対話ということで、SAICM国内実施計画案について、パブリックコメントでどのような御意見があったかということを含めまして、国内実施計画案について御説明させていただいて、さらに御議論いただきまして、計画案として最終的に固めるに当たって、さらにより良いものにしていくという観点で、いろいろと御意見等をいただければ幸いと思っております。

続きまして、資料2-1に、本日版ということで国内実施計画（案）について配付させていただいております。こちらは後ほど説明させていただきますが、こちらの案は、パブリックコメント募集開始時のバージョンから、さらにパブリックコメントでいただいた御意見で関係省庁として反映すべきと考えたものについては、見え消しで書いており、そういった御意見を踏まえて修正したものとして配付しているところでございます。

資料2-2-2、それから資料2-2-3でございますが、こちらは、第1回の政策対話で頂いた御意見、それから準備会で頂いた御意見と対応ということで配付させていただいております。時間の関係で詳細の説明は省略させていただきますが、この2つの資料に盛り込まれている各メンバーの御意見につきましては、極力パブリックコメント募集開始時の案のほ

うに反映していると考えております。そこからさらにパブリックコメントを反映させたものが資料2-1の国内実施計画案になるということで、こちらは説明は省略させていただきます。

続きまして、資料2-2-4、それから、今回のパブリックコメントの意見募集についての資料を用意させていただいております。意見募集の結果でございますけれども、先ほど申し上げましたように、7月中旬から30日間パブリックコメントにかけたところ、13個人・団体から86件の御意見を頂戴しております。後ろにその意見概要と、それからその対応についてまとめたものを配付させていただいております。こちらをまた個別に説明していくと時間が足りなくなると思いますので、まず、パブリックコメントにつきまして、どういった御意見があったかという概要を別紙を用いて御説明させていただいて、その上でSAICM国内実施計画案にどういう形で反映させているかということ資料2-1を使って説明させていただければと思います。

まず、意見募集の結果のところですが、2.意見募集の結果の(3)意見内容の内訳というところを御覧いただけますでしょうか。こちらに、事務局のほうで86件の意見について少し分類をかけてみました。大体4つから5つの分類に分かれるかと考えております。

どういった御意見が多かったかということでございますが、1つ目といたしましては、計画全体に係る意見ということで、SAICM国内実施計画の策定プロセス、例えば閣議決定すべきではないかとか、透明性に欠けるのではないかとといったような御意見がございました。また、計画である以上は、施策ごとに目標年限を決めるべきではないかといったような御意見、これはパブコメの案でいくと34ページのあたりに書いてございます。それから、SAICM自体がWSSD2020年目標をターゲットにしており、国内実施計画も2020年目標をターゲットにしてありますが、では、その化学物質による悪影響を最小化するというところの、その「最小化」の定義とは何ぞやということについて明確にすべきではないかといったような御意見もございました。こちらは34ページの意見番号43のほうに書かれております。そういう非常に根本的なといいますが、そういう概念的な、哲学的なところも含めた御意見が幾つかございました。

それから、2つ目の分類としては、化学物質に係る法令あるいは制度、また概念ですね。概念というのは、例えば予防的取組ですとかリスクトレードオフといったようなものがありますが、そういった法令的というか、化学物質の制度としてどうあるべきかというような観点での御意見が、こちら合計すると大体4分の1程度あったかと思えます。

その中には、個別の法令としまして、例えば化審法についての御意見などもございました。こちらは、平成21年に化審法を改正しまして、既存化学物質についてもリスク評価の対象とするということになってはいますが、そういったリスク評価していく上での工程表のようなものを明示すべきではないかというような御意見があったかと思えます。また、化管法につきましても、化管法の対象物質の見直しについて、すべきではないかといったような御意見もあったかと思えます。

それから、化審法、化管法という個別ではなくて、例えば化審法と労働安全衛生法との連携、情報の共有といった連携に関するような御意見ですとか、あるいは、3つ目になりますが、包括的な化学物質対策を推進するためには、新たな法的な枠組みが必要ではないかといったような御意見もあったかと思えます。

また、予防的取組あるいはリスクトレードオフといったような概念について明記すべきではないかという御意見もございました。

また、そのほかに、化学物質に関係する法令として幾つか計画案にも掲載しておりましたが、それ以外の法律、例えばグリーン購入法ですとか消費者安全法などについても掲載すべきではないかというような御意見もございました。

それから、3つ目でございますけれども、化学物質が人・環境に与える影響に係る御意見ということで、どちらかといえば個別の物質といいますか、そういったものについて盛り込むべきではないかという御意見、これは合計すると40件弱、1つの御意見が複数の項目に該当する場合があるので合計は合わない部分がありますが、合計すると40件弱で、そのうち半数程度が農薬ですとかバイオサイドに関しての御意見であったということでございます。

農薬、バイオサイド以外ですと、例えば微量な化学物質による健康影響、いわゆる化学物質過敏症に関する御意見ですとか、ナノ材料及びナノ製品、それから労働安全に関する話、そのほかいろいろな物質だったり、水銀だったり、香料だったりというようなところに関しての御意見も幾つかございました。

それから、4つ目といたしまして、化学物質に関する個別の取組に係る意見ということで、例えば情報共有ですとか表示の国際的な統一、例えばGHSに関する御意見などもございました。これは10件程度あったかと思えます。

その他、国内実施計画への期待ですとか、POPs条約に基づく国内実施計画への意見といったようなことも少し意見としてございました。

項目に分けるとそういうことなのですけれども、頂いた御意見について、これからSAICM国内実施計画案に基づいて御説明いたしますが、私どもといたしましては、計画のほうに盛り込める内容について、例えばもう少し目的を明確化すべきであるとか、こういうことをやるべきではないかということに対して、既にやっていることがあれば極力盛り込むような形にして、さらに良いものに、わかりやすいものに、パブリックコメントを経て修正をさせていただいております。

それから、計画そのもののプロセスですとか概念的なもの、あるいは個別法令について、もっとこうこうすべきだということにつきましては、それぞれ各省で持ち帰っていただいて検討することもあると思えますし、こういった政策対話で議論していくこともあろうかと思えます。そういうところは今後議論させていただきたいというような形で、いろいろな御意見、貴重な御意見ですので、それを拒否するということではなくて、むしろ課題として前向きに捉えていきたいと思っております、そういう形での回答をさせていただ

いているところでございます。

それでは、資料2-1の「国内実施計画（案・8月29日版）」に基づきまして、どういう点が変わっていったかというところを少し細かく御説明させていただければと思います。

まず、1ページ目の目次ですが、特に大きな構成等は変えてございません。第1章で、国内実施計画とは何かということですか、どういったものを対象としているのかといったような、全体的な枠組みについて御説明させていただいて、第2章、我が国の状況のところ、現行法令がどうなっているのか、化学物質管理に関する法令というものはどういうものがあるのか、それから、さまざまな主体による取組はどうなっているのかといったようなこと、それから、リスク評価、リスク管理等々について、どういう取組をこれまで行ってきたかレビューして掲載しております。

第3章では、国内実施計画の戦略ということで、どういった施策を今後展開していくかということについて書かせていただいております。

第4章で、国内実施計画の実施状況の点検と改定について、作りっ放しということではなくて、しっかりと取り組んでいく旨を記載しております。具体的には、2015年の第4回 ICCMに先立ってレビューするということを明記させていただいております。

それでは、3ページ目以降、順次かいつまんで修正点を中心として御説明させていただこうと思いますが、第1章のところ、この国内実施計画とはそもそも何かということをもう一度説明させていただこうと思うのですが、冒頭の佐藤部長、それから北野先生からも御指摘がありましたけれども、この国内実施計画の策定自体は、SAICM国内関係省庁連絡会議となっております。SAICMの趣旨に沿って、様々な主体の方々の意見を聞くのは非常に重要だと思っております。その一環として政策対話の御意見を伺っており、またパブリックコメントにもかけたということでございます。それは、第1章のはじめのところ、書かせていただいております。

それから、これはパブコメでもそうですし、前回の準備会等の御議論でもあったのですが、この計画は何かということをもう少し明確にしろということでございましたので、第1章はじめの一番最後の段落のところ、そのあたりを明確にさせていただいております。環境分野、それ以外の、例えば労働衛生の分野も含めまして、それぞれの政策で実施されている政策、それから今後の方向性というものを踏まえて作成した包括的な化学物質に関する今後の実施計画と私ども位置づけているところでございます。

また、4ページ目でございますが、4ページ目の2.の上のところ、下線を引いておりますけれども、この計画は何を目標にするのかということ、WSSD2020年目標と、目標達成時点も2020年と設定しております。それをさらに明確にするという意味で、パブコメの御意見も踏まえまして、「WSSD2020年目標の達成に向けた今後の戦略」ということで明記させていただいております。

それ以外のところについては、1章は特に変わっておりません。7ページ目に、SAICM国内実施計画とは何かというのがわかるようなものを作ってはどうかという御意見もあり

ましたので、少しポンチ絵的なものを作成しました。非常に幅広い分野を扱った計画を1枚であらわすのはなかなか難しいのですが、こういう形で作ってございます。

続きまして、第2章我が国の状況でございます。

こちらは、パブコメでいうと資料2-2-4の12ページ目から32ページ目まで御意見が来ています。意見番号でいうと16番から40番までがこちらに関する御意見となっております。ここについては、基本的には現在の状況を書くということでございまして、若干御意見を踏まえて追加等をさせていただいております。

まず、8ページ目の法令のところでございますけれども、どういう考え方でまとめるかということについてはいろいろと御議論があったと思いますが、最終的には、建築基準法なども追加した形で主な法令として取りまとめております。

それから、9ページ目の(3)国以外の主体による関連の取組の例というところでございます。こちらにつきましては、関係主体の皆様の御意見、コメントも踏まえながら作成したものでございます。自治体の取組について、もう少し具体的な自治体ができるようにという御意見があったのですけれども、現状としてどういう自治体が条例に基づいた取組をしているかというところを完全に把握していないということもあって、本文のほうには取組例のところはそういう具体的な自治体名を明記しておりませんが、附属資料のほうに、私どもでアンケート調査した結果に基づいて、具体的にどういうところがやっているかというようなことを掲載するような形にさせていただいております。

2章の1.については、そういった形でまとめております。

2章の2.、12ページ以降でございます。化学物質管理に係る取組状況と課題というところでございます。こちらについては、幾つか御指摘を受けて追記させていただいております。例えばGHSなどについて、あるいは労働安全衛生の観点で追記すべきではないかというような御意見がございましたので、幾つか追記しております。具体的には13ページ目の中ほどでございますけれども、労働安全衛生法に基づきまして、新規化学物質についての製造・輸入事業者に対しての義務づけのことで書かせていただいたのと、14ページ目に行きますけれども、それ以外の法令、例えば化審法あるいは農薬取締法に基づいても、少し記載を見直して追記させていただいております。化審法であれば、既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定量以上のものを製造輸入した事業所は報告、届出義務が課されているといったようなことで書かせていただいたのと、農薬についても同様の報告義務があるということを記載しております。

それから、16ページ目でございますけれども、事業者による取組については、いわゆるレスポンシブル・ケア活動等々を展開されているということを書いておいたのですけれども、さらに追記するようにという御意見がございましたので、そちらについても反映させていただいております。

それから、18ページ目でございますが、化学物質の危険有害性情報の伝達等に関する国際動向に対応して取組を進める必要があるということで、こちらにつきましては、今後の

化学物質対策に関する合同検討会というものを厚生労働省、経済産業省、環境省が合同で設置して、8月まで検討会を4回開催して議論されてきたのですが、そこでの議論を踏まえまして、またパブコメでの御意見を踏まえまして、少しアップデートといえますか追記をさせていただいているところでございます。

続きまして、第3章でございます。具体的な施策の展開 国内実施計画の戦略のところでございます。

こちらにつきましては、先ほどパブコメの概要について御説明したのですが、概念的な御意見に関するものであったり、法制度についてこういうふうに見直すべきではないかというような御意見などもあったかと思えます。そういうものについては、貴重な御意見だと思っておりますので、今後の検討に活用させていただくと書いておりますが、よりここをこうすべきだということに対して、いや、こういうことを実はやっているのですということで、記載漏れではないのですけれども、より明確に関係省庁の取組を説明するという観点から幾つか追記もさせていただいております。

具体的には、順次見てまいります。20ページ目のところに労働者、ここでは各主体の連携ということで、各主体にどういう役割を求めるということを列挙させていただいておりますけれども、労働者の役割につきまして、パブコメを踏まえて少し追記をさせていただいております。具体的には、「職場での危険や健康不安のおそれがある場合、事前に協議し未然防止に努める」という旨を追記させていただいております。

また、2.具体的な取組事項以降につきましては、先ほど申し上げたように、極力パブコメを踏まえて追記できるものは追記するというところでやってきております。具体的には、22ページのところですが、パブコメの概要のところでも農薬に関する御意見がかなり多かったということをお説明したのですが、農薬に関する取組について、少し説明を補足させていただいております。上のほうから見ますと、大気経路による人の健康に関するリスク評価・管理手法についての検討を環境省のほうで進めておりますので、そういった点について追記をさせていただきました。

また、学校とかそういう公共施設内の植物、街路樹あるいは住宅地に近接する場所において農薬を使用する際の対応ということで、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」について追記させていただいております。

それから、23ページ目でございますけれども、こちらは少し説明を補足したという趣旨でございます。当初、「有害性を有する有機フッ素化合物、臭素系難燃剤を含有する製品の適正な取扱」云々という表現だったのですが、こちらはPOPs条約の対象物質に指定されているということでございますので、その旨、追記させていただいて、説明をより明確にさせていただいております。

それから、24ページ目でございます。グリーン購入法という国、それから独立行政法人等が環境に配慮した製品を率先して購入するという趣旨の法律がございますが、そこでもできるだけ含有有害化学物質が低減されている製品を使用するという観点からも、

環境物品が指定されておりますので、そういった趣旨からいくと、グリーン購入法に基づく取組も盛り込むべきではないかという御意見がございましたので、24ページ目のところ、それから26ページ目にも、同様な形でグリーン購入法に基づく取組について追加で記載させていただきます。

同じく26ページのところですが、先ほども少し出てまいりましたけれども、サプライチェーンにおける労働者保護、消費者保護、環境保全の観点から、統一的な危険有害性情報の伝達・提供の進め方ということについて、3省の合同検討会で検討してまいりましたので、その中間取りまとめの内容を踏まえまして、下線部に書かれているような、「サプライチェーンのグローバル化や化学物質の危険有害性情報の促進等に関する国際動向への対応を考慮しつつ、検討を進めていく」ということで、追加で盛り込むべきことを記載させていただきます。

それから、今後検討すべき課題等々についてはもっと明確にすべきといったような御意見がございましたけれども、私どもとしては、ここに明記したということ踏まえて、今後さらに検討していきたい、優先順位をつけながら検討を進めていこうと。たくさんの課題があるかと思しますので、議事3のほうでも御議論いただくことにはなろうかと思えますけれども、いろいろな課題については、どういう課題があるかというものをいろいろ出していただいて、その中でいろいろと、本政策対話であったり、あるいは各省のしかるべきところで検討を進めていくのかなということで、そういう形で書かせていただいております。特に修正等は行っておりません。

それから、4章ですが、本計画のレビュー等はどうしていくのかという御議論がありましたので、繰り返しになりますが、2015年のICCM4に先立って、しっかりとこの計画については、実施状況の点検、それから見直しをやって、その結果について公表していこうと考えております。

また、その際にもいろいろな主体から御意見を聞いてまいりたいと思っておりますし、パブリックコメントも実施して、できるだけ本実施計画に基づくプロセスというものは、オープンなプロセスで進めていければと考えている次第でございます。

少し雑ばくな説明になりましたけれども、SAICM国内実施計画案、それからパブリックコメントの状況について、以上のとおり説明させていただきました。

北野座長 ありがとうございます。

まず、資料2-2-4の別紙に基づいてパブリックコメントの概要について説明いただきました。それを可能な限り盛り込んだ形が資料2-1ですが、3ページのはじめにありますように、このSAICM国内実施計画、これは最終的にはSAICM関係省庁連絡会議としてまとめると。それで、この政策対話の集会、こちらのほうの意見、またパブリックコメントで出された意見等を可能な限り盛り込んでいく、そういう趣旨で修文していただいたわけです。

今日はこれの議論が一番メインになるのですが、非常に長いものですから、ある程度、章ごとに分けて議論したいと思っております。そして、てにをは等、細かいところは別と

して、基本的なニュアンスがちょっと違うとか、こういうところが欠けているとか、そういうことがございましたら、また御提案いただいた上で、盛り込むべきものは盛り込んでいきたい。もしこれにそぐわないものがあるとするれば、この後、この政策対話集会というのはこれで終わりではありませんので、今後も続いていくわけですから、そちらでの議論に任せることも可能かと思っております。その辺を踏まえていただきながら、この2-1に基づきまして御意見等、また質問があれば質問をいただきたいと思っております。

それでは、長いですから、まず章ごとでいきましょうか。1章はじめにとございますね。3ページから7ページですか。まず、3ページから7ページについていかがでしょうか。そこまでとりあえず議論しましょうか。それで、パブリックコメント等を踏まえて追加したものは赤で追加されております。3ページから7ページまでのはじめに、それから策定までの経緯、手続、対象、こういうことが出ておりますが、まず、この間のページで御意見、質問がありましたらお伺いしたいと思えます。いかがでしょうか。

一番大事なところは、5ページの対象範囲ですね。何を対象にするかという。それで、これはSAICMの対象範囲から、いわゆる農業用化学物質と工業用化学物質を含めるのだということがきちんと書いてあります。そして、環境、経済、社会、健康及び労働安全なんかも考えていくという、これが対象だと私は理解しております。もちろん最後に全体を通してまた振り返って議論したいと思えますので、今すぐここで御意見がなければ先に進みたいと思えます。決して先を急ぐわけではないのですが、とりあえずよろしいでしょうか。はい。

最後にまた、必要に応じて振り返ります。

それでは、第2章ですね。我が国の状況ということで2章が、長いから11ページまでにしましょうか。化学物質管理のための法令、法規制以外の仕組み等ということで、とりあえず11ページまででいかがでしょうか。

先ほど水谷さんから、8ページ、建築基準法が追加されたという説明がありました。それから、9ページの地方公共団体の取組例、これはたしか39ページに具体的には掲示してあるということですね。それぞれ各セクター主体の取組例がずっと説明されております。何か追加すること等ございましたら承りたいですが、いかがでしょうか。どうぞ、中地さん。

中地氏 元に戻ってほしいのですが、6ページの4.本国内実施計画の構成についてというところで、下から3行目ですが、「今後検討すべき課題(第3章第2項)」と書いてあるのですが、これは何ページにあるのですか。ちょっとさっと見ると出てこないのですけれども。

北野座長 6ページの「今後検討すべき課題(第3章第2項)」は何ページになりますか。

事務局 27ページの「 」ではなくて「(6)」になろうかと思えます。すみません。

北野座長 間違いで、(6)ですか。

事務局 そうですね。ではなくて(6)で、ページ数で言うと27ページの「ICCM2においてSAICMの」で始まる所、ここが対象となります。その誤字の所は修正をさせていただきます。申し訳ございません。

北野座長 よろしいでしょうか。「第3章第2項(6)」ということです。ではなくてですね。失礼しました。

ほかにいかがでしょうか。今、11ページまでのところで御意見があればということでお伺いしているのですが。崎田さんどうぞ。

崎田氏 崎田と申します。1回目にどうしても欠席ということで、申し訳ありません。

それで、今回、SAICMのこの国内実施計画をきちんと作っていくというのは、やはり化学物質は、日本の中でも各法令とかいろいろな仕組みが分かれているということも問題になっておりますので、それ全体をうまく進めていくために、このSAICMという大きな仕組みの中で日本がきちんとやっていく、こういう方向を作っていくことは大変すばらしいことだと思って参加させていただいています。

それで、7ページの図のところなのですが、今後、この図を描いていただくときに、この戦略を作って、これをどう評価して、管理していくかということが今後いろいろ出てくるわけですが、そういう、どうやってみんなで実施するかという全体像を入れた形でわかりやすい図が出てくると、今後社会に発信するときに大変わかりやすいのではないかと考えておりますので、この7ページの図を、最後までの内容をうまく踏まえて、最後にもう一回全体像で出していただくとありがたいかなと思っています。

なお、次の9ページのところで、いろいろな国内の各主体の関連の取組とあって、自治体の追加をしていただいたということがありますが、その次のリスクコミュニケーションの取組なども、いろいろ、地域でかなり進んでいるのですが、私自身、NGO、NPOも実施しながら、地域の環境学習センターの指定管理者として管理運営、事業実施も全部しているのですが、そういう現実を考えますと、今、CO₂削減とか省エネの話とか、ごみ問題とか、学ばなければいけないことがたくさんあって、化学物質の学び合いを設定するという余裕がなかなかありません。現実問題、本当にこういうリスクコミュニケーションとか自治体の取組というのは、大事だということで項目は入っているのですが、全国をそこに取組んでいくというのがとても難しい問題です。こういうところをうまく担保するためにどういう仕組みが必要かというあたりを、後半にきちんと書いていくことが必要なのだと思っています。とりあえず、一度発言させていただきました。ありがとうございます。

北野座長 ありがとうございます。

まず最初、7ページのこの図ですが、今の崎田さんの御意見は、一番下が「WSSD2020年目標の達成へ」で、その下にもう少し、点検・改定とか、第4章の部分を入れたらいい、そういう御意見ですか。

崎田氏 「達成へ」の手前の2つ目の矢印のあたりが、もっと細かい、今後出てくる評

価とか管理とか、そういうことの項目も入った形で、全体像をどう実施するかという形でもう一回最後のほうに出てくると、この全体像がもっとはっきり伝わるのではないかという感じがしました。

北野座長 そうすると、要するにこの目次の第4章がございますね、点検と改定という。その辺の中身を2つ目の矢印の右側あたりに入れるというようなことでしょうか。入れるとすれば、よろしいでしょうか。わかりますか。それでは、この図を少し点検・改定して、PDCAサイクルではないけれども、そういう形で見直して、2020年目標を達成するのだという、そのところが少し抜けているということですので、追加していただくことにします。よろしいでしょうか。はい。

それから、リスクコミュニケーションについての具体的な話は最後でまた出てきますので、どういうふうにしてさらに推進していくかということについては、そちらでもう一回議論しましょうか。その部分でまた忘れずに後ほど議論したいと思います。ありがとうございました。

今、11ページまでのところで御議論いただいているのですが、ほかに何か意見がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次は12ページの化学物質の管理に係る取組状況と課題ということで、リスク評価、それからリスクの管理、ずっと来て、安全・安心の一層の確保、国際的な課題への対応、そして18ページですね。18ページまでのところでいかがでしょうか。リスクの評価、管理、安全・安心の一層の確保、国際的な課題への対応、この部分について、18ページまでのところで御意見がありましたらお伺いしたいと思います。どうぞ、中地さん。

中地氏 有害化学物質削減ネットワークの中地ですけれども、13ページの第1パラグラフのところで、「平成21年には化学物質審査規制法を一部改正し、平成23年度から既存化学物質も届出の対象とし、スクリーニング評価（中略）物質を絞り込んだ上で、リスク評価を実施することとしている」ということですが、この計画自体、2020年目標を達成するというので、2020年を1つの目標年度としてつくられている以上、その「実施することとしている」というのが2020年に間に合うのかみたいなこと、ある程度、どの程度のタイムスケジュールでリスク評価を進めていくのかみたいなことを書き込まないと計画にはならないのではないかと思いますので、ちょっと御意見させていただきました。

北野座長 今、13ページの最初のパラグラフですね。最初のパラグラフの下から3行目あたりのところで、「実施することとしている」と、そこにもう少しタイムスパンみたいなことを書くべきではないか、そういう御意見ですね。

中地氏 はい。

北野座長 これは、役所のほうからどうでしょうか。上田課長または三木課長。

上田氏 特に、これは工程表のようにあらゆる項目について、いつまでに何をやると明確に書けというような御意見もパブコメでたくさんいただいております。今決まっているものとか書けるものについては極力書いているのですけれども、それぞれ個別に判断し

た工程表になっています。

御指摘のところにつきましては、それぞれの担当課のほうで相談して、今書けるものというのであれば工夫をして書いていきたいと思えますし、一応このためだけに何か全部ひっくり返して、新たに計画を立て直してという作業までは今回しなかったの、相談して、書けるものがあれば、御指摘を踏まえて工夫してみたいと思えます。

北野座長 水谷さん。

事務局 少し事務局から補足させていただきますと、改正化審法に基づいて、これまでに得られている知見ですとか事業者からの製造・輸入数量の届出情報をもとに、スクリーニング評価ですとかリスク評価を実施しているということでございます。

具体的なスケジュールにつきましては、今後の届出の内容を見ていく必要があるということございまして、現時点で工程表のようなものをお示しすることはできないということで、ただ、そういった御意見はパブコメでも出ておりますので、そういった御意見については参考にさせていただきつつ、しっかりとスクリーニング評価とリスク評価をやっていきたいということで考えているところでございます。

北野座長 中地さんよろしいですか。この法律を改正したときに、そもそもの目標としてはWSSD2020年目標に合うように、そういう目的でももちろん法律を改正したわけですね。ただ、それを具体的にここで書くかどうかということで、事務局としても意見がまとまっていらないようですが。

中地氏 化審法の見直しの論議にも参加していましたが、結局2020年に間に合うのかどうかというのはずっと議論の1つの焦点になっていたわけなので、ある程度、具体的に製造量の届出等も始まっているわけですから、いつごろまでにリスク評価を開始するとか、2020年までにはできるのだみたいなことを書いていただいたほうが、今までの議論を踏まえればそういうことになるのではないかと考えています。

北野座長 私の理解では、もう既にリスク評価は実施していると。優先評価化学物質も選んでいますし、それについて評価1を行っているという理解ですし、それは間違いないと思うのですが。だから、そうしますと「実施することとしている」ではなくて「実施している」ですか。「すること」ではなくて、実際にもう行っていると私は理解しておりますが。ちょっとその辺、文章を直しましょうか。では、「優先評価化学物質を絞り込んだ上で、リスク評価を実施している」と。これは既にやっておりますね。よろしいでしょうか。

では、ここのところを「実施することとしている」ではなくて「実施している」という意味の文章に直すことにしたいと思います。細かい文章については、また後ほど事務局と相談させていただきますが、要するに、もう既に実施しているのだ、スタートしているということを記述することでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。ほかにかがでしょうか。崎田さんどうぞ。

崎田氏 14ページ、15ページあたりのGHSについて確認させていただきたいのですけれ

ども、リスクの管理に向けて、表示の問題が非常に重要だということで、これは国連のほうで世界的に共通のマークと表示と内容説明でやろうということやってきているわけです。日本での取組に関して、今、事業者さんもかなり熱心に取り組んでおられるというお話はきちんと伺っているのですが、この文章を読んでいて思うのは、いわゆる産業界の中での取組で、労働される方の安全のためにGHSをきちんと採用するということは書いてあって、家庭部分は家庭用品規制法のほうでとなっているのですが、GHS自体をもう少し家庭用品まで広げていくことに関して積極的に取り組むとか、そういう方向性は、まだ合意形成はできていないという理解でよろしいのでしょうか。この文章を拝見してそんな感じがしたので。個人的には、GHSは世界的な表示の仕組みですので、産業界だけではなく、消費者が目にする部分にも広がっていただくとうれしいなと思って関心を持っていたのですけれども。

北野座長 御意見はわかりました。どういうふうに踏まえるかですね。どうぞ、半田さん。

半田氏 先ほど水谷さんから御説明ありましたように、3省の合同検討会というものをやってございまして、実はそういった点も1つの大きな議論のテーマになってございまして、本来そのあたりの概況は3のところでお話しようと思ったのですが、今、ごく簡単に御報告させていただきます。

合同検討会のほうでの話の柱が2つございまして、一つは、化学物質のリスク評価をどうやっていくのかと。ハザード情報をどういうふうに一元的に集めて、それを仕分けしていくかというのが一つでございます。もう一つが、今お話にありましたような、危険有害性情報を隅々まで行き渡らせていくにはどうしたらいいだろうかというお話でございます。

それで、今、御指摘がありましたように、産業界に関しましては、B to Bですね、この部分に関しては、私ども労働安全衛生法と経済産業省の化学物質管理法、これは共同歩調をとりまして、一応すべての危険有害物質について情報提供するような仕組みができたところなのでございますけれども、そのあたりを消費者まで広げていくべきではないかという議論がございました。そのあたりはいろいろ御議論ございまして、基本的にはそういう方向なのだろうけれども、GHSをそのまま消費者問題に当てはめていいのだろうかといった御議論もございまして、この後、三木課長から補足いただきますけれども、経済産業省のほうで、少しこのあたりの調査をやっていただくということを合同検討会の報告書の中に書き込むように今、進めているところでございます。

北野座長 では、お願いします。

三木氏 崎田委員の重要な御指摘だと思います。GHS自体は、今、半田課長からお話がありましたとおり、B to Bが中心で、GHSの導入という意味においては、JISの整備とか化学物質法の省令改正とか、そういうものをやっておりますけれども、消費者向けに、このラベリングとかはこのままでいいのかというのは重要な問題でありますので、消費者のニーズ調査とかというものをやりながら、消費者コミュニケーションの仕方をどうしていこうか

と、まさにそういう議論をしているところでございます。

北野座長 どうでしょうか。今の崎田さんの提案については、この政策対話集会の次回以降のテーマとして考えていくということで。今すぐここにそこまで書くのは、ちょっとまだ合意ができていないような感じがしますので、次回以降のテーマの一つとして考えさせていただくということによろしいでしょうか。現状では、やはりB to BでGHSを推進していくということだと思いますが。

崎田氏 そういう課題認識でお話が進んでいるということがわかりましたので、ありがとうございます。

北野座長 それでは、第3回以降にまた必要であれば議論するテーマとして考えたいと思います。ありがとうございました。

ほかに、今18ページまでについて御議論いただいているのですが、御意見いかがでしょうか。中地さんどうぞ。

中地氏 たびたびすみません、中地ですが、15ページの今、議論になっていたところで、SDS制度、化学物質安全データシートのことですけれども、化管法とかだったら「MSDS」と表記していたように思うので、「SDS」と表記するのかがどうかはちょっと考えていただいたほうが。一般の人が読む場合にはわかりにくいのではないかと思います。

北野座長 今まではMSDSだったのですね。これが最近SDSになっているのですね。そこから辺はどうでしょうか、水谷さん。

事務局 当初、確かにPRTRのほうでMSDSと言っておったのですが、関係省庁の中でも、安全データシートのことをSDSと統一して呼ぶことにしていこうという流れがございまして、それを踏まえてここでは「SDS」と書かせていただいております。

北野座長 半田さん。

半田氏 ちょっと補足させていただきますと、GHSのほうでも「MSDS」という言い方を「SDS」のほうに変更してきているようでございまして、それに統一しようということで、例の情報伝達のGHS、Z7253ができてございますが、その議論のときでも、あるいはGHSの連絡会議でも、今後はSDSでやっていきたいと思いますという合意形成ができて、それに基づいているのだと思います。

北野座長 ありがとうございます。私も最初あれっと思ったのですが、そういう流れなのですね。SDSということで。ですから、ここでは「SDS」という言葉を使っているということで、内容的にはMSDSとほとんど同じということだと思いますが。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

では、第3章の19ページ、具体的な施策の展開 国内実施計画の戦略について、まず、1. 基本的考え方、目標と主体間の連携、20ページに行きますと具体的な取組事項、科学的なリスク評価の推進、ライフサイクル全体のリスクの削減、未解明問題への対応、安全・安心の一層の増進、国際協力・国際協調、今後検討すべき課題と、ちょっと長いですが、

27ページまでになるのですが、もうちょっと切りましょうか。長いので、それではまず、19、20ページの基本的な考え方だけにしましょうか。国内実施計画の戦略の、まず基本的な考え方として目標と主体間の連携がございますので、20ページの途中までですけれども、いかがでしょうか。崎田さんどうぞ。

崎田氏 申し訳ありません、前回皆さんがいろいろ御発言されたのだと思うので、今回たくさん発言させていただいて。

今、この19、20ページの、やはりこの、どういう主体がどういうことをやるかというのが今後の実践として大変重要だと思うのですが、主体間の連携のところ、例えば教育機関とかというものは入らなくていいのかと思うのですね。どうしてかということ、やはり幼いころから、逆に大人になるまで、どういうふうに学び、あるいは暮らしの中で考えていくかということが、きちんと素養として身に着くことも大事ななという感じがしています。教育機関という視点、あるいは逆に大学のような人材育成を考えるとところで人材育成をどう考えるのかとか、何かもう少し幅を広げてはいかがかという気もしたのですが、そういうものはこの中に包含されていると考えればいいのでしょうか。

北野座長 多分そこは、WSSD2020年目標ということ踏まえたときに、今、崎田さんがおっしゃったような教育機関なりというものがその中に役割として入ってくるかどうか、その辺の議論だったと思うのですね。

水谷さんどうでしょうか、今の御意見ですが。この主体間で国とか自治体とか個人とか国民とかいろいろ出ていますが、確かにここでは教育機関というものは入ってこないのですが、WSSD2020年目標というものがここがございますね。そこを踏まえたときに、今の教育機関なりが入ってくるのかなという、ちょっとそこを確認しましょうか。

これは3ページですね、3ページの一番上、1行目ですね、「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」、これが基本的目標ですね。

崎田氏 使用の中に入るかどうかですね。

北野座長 どうでしょうか。どうぞご自由に。上田さんどうぞ。

上田氏 こちらの2020年目標に関連する記述に何かヒントになるものがあればそれに沿ってやればいいのですけれども、もし仮にない場合は、その同じ3ページのはじめのところの一番最後に、この国内実施計画というものは、平成24年に閣議決定された第四次環境基本計画を踏まえて書いたものであるということになりますので、環境基本計画の中に環境教育についての書きぶりというものが他の施策と並行して整理されていると思います。その整理はこちらのほうにも当てはまるかと思しますので、その整理に沿って、この主体間のところにどう書けるか、基本計画を引用しながら、整理をして記述を追加するということで、もしほかにヒントとするものがなければ、そういう整理もあるかなと。

北野座長 さきに中下さんどうぞ。

中下氏 後ろのほうに配られていた我が国の取組状況の参考資料で配られていた世界行動計画のところを見ていただくと、3.子供たちと化学物質安全のところの、項目で言うと世界行動計画の中の150項目のところに、「子供の化学物質安全に関する教育と訓練を推進すべき」という言葉が入っておりますので、この辺は根拠になるのではないかと思います。

北野座長 ありがとうございます。

事務局 現行の実施計画の中で教育といった点をどういう形で主体間の連携のところ盛りにしているかということですが、まず、19ページの(2)の のところで、「国は、人材育成や各種の支援策を通じて」というところで、人材育成の支援を国がやるのだということは明記させていただいております。人材育成というところが1つキーワードにはなるかと思っております。

それから、これは のところで地方公共団体の役割というものもありますけれども、地方公共団体もリスクコミの推進で重要な役割を果たすということで、いわゆる市民向けセミナーみたいなものもあるでしょうし、場合によっては、学校教育なんかもこういうところで読み得るのかなという感じがしております。

あと、26ページですが、これはまた後で見直していただくところではありますけれども、そこに、上から4行目のところ、「国民、労働者、事業者、行政等の関係者が化学物質のリスクに係る理解を共有し、それぞれの役割を果たしながら信頼関係を高めていくため、リスクコミュニケーションを一層推進する」。それで、具体的な取組として幾つか列挙しておりますけれども、その1つ目で、相互理解を一層促進するため、リスクやリスクコミュニケーションに関する情報を整備し、これを用いて化学物質についてのわかりやすい資料の作成・提供、地方公共団体へのPRTRデータ等に関する情報・ツールの提供を行う、それから、化学物質のリスク評価を含めた化学物質に関する人材育成、環境教育の支援・推進を行っていくということで、パーツ、パーツにはなるかもしれませんが、崎田様がおっしゃっておられるような趣旨のところは、それなりに盛り込ませていただいております。

北野座長 わかりました。それでは、先ほど上田さんから話があったように、これは第四次環境基本計画を踏まえていますので、そこで環境教育が書いてありますので、そこを参考にしつつ、例えば19ページの下から3行目、国は、人材育成とは「大学等の教育機関における」とか。

それでは、もうちょっと具体的にいきましょうか。人材育成のところをもうちょっと具体的に、例えば学校等における教育機関において人材育成していくとか。それで、細かいことは、今、水谷さんの説明がありましたように後ろのほうに出ていますので、ちょっとこのところを、学校等も踏まえているのだというのがわかるように、「教育機関において」とか、ちょっとそんな言葉を少し追加することでいかがでしょうか。

橋高さんお願いします。

橋高氏 橋高です。前も少し議論があったかと思うのですが、主体の中に、今、

教育機関ということがあったのですが、「女性と子供」というものを具体的に入れられないかということでお話があったと思います。そのときも、環境基本計画と照らし合わせて検討されるというようなお話があったようにちょっと記憶しているのですが、「女性あるいは子供」というのを、国民の中ではあるのですけれども、特に化学物質の影響を受けやすい主体ということで取り出して、何らかの記載をすることは可能かどうかということをお話していただけますでしょうか。

北野座長 それは後ろのほうにありましたか。ちょっと私、脆弱集団みたいなところでもありましたか。主体ということよりも、特に守られるべき対象ということですね。だから、そこはどこか記述がありましたか。後ろのほうにありましたか。忘れてしまった。

事務局 24ページのところです。 (3)未説明の問題への対応というところで、「予防的取組方法の考え方に立って、(中略)未説明の問題に的確に対応する。とりわけ、国民の健康や環境を守るとの視点に立って、化学物質のばく露が子ども・妊婦等の脆弱な集団や感受性の高い集団の健康に与える影響に留意して取り組む」ということで、前回の御議論を踏まえて、少しこういう形で書かせてはいただいております。

北野座長 では、またそのページに来たときに、少しそこで議論しましょうか。一応、ここに記述は確かにありましたので。

主体の話で、19ページの「国は」とか、もちろん自治体もそうですけれども、要するに「教育機関」ということをはっきり入れて人材育成を行っていくのだという、ちょっとその辺をしたいと思います。

浅田さんどうぞ。

浅田氏 すごく希望的なことでちょっと事務局にお伺いしたいのですけれども、これは章立てで、目標で、リスク評価をして、リスク低減というのが大きな流れだと思うのですけれども、この主体間の連携のところ、最初にリスク評価というところが にしか出てこないですね。その後、2の(1)は、リスク評価をやって削減するという形になると、この主体間の連携のところ、誰がリスク評価をやるのかとか、そんなようなものが入っていないと話がつながりにくいように思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えたらよろしいでしょうか。

これを見ると、民間企業がほとんどリスク評価を実質的にやるように で書かれていますね。

北野座長 基本的には、リスクを評価して、リスクを管理していくという流れで。

浅田氏 流れはそうなるので、そうすると。

北野座長 ちょっとこの主体というのは何なのかということですね。

浅田氏 例えば、前の化審法の審議のときは、化審法に基づいて国がリスク評価をするというのが何か国のところに入るような気がするのですけれども、それはどうなのでしょう。

北野座長 現在はそういう形で、データは事業者に出していただいて、それをもとに評

価は国が行うと。当面というふうに我々は理解しているのですけれどもね。いずれは、もちろん事業者がみずからリスク評価まで行うという流れにならないといけないと思うのですが、当面はということになってはいるのですが、今の御質問ですと、リスク評価なりリスク管理を誰がやるかという、この主体間の連携のところ、その辺をもうちょっとはっきり書けということですね。

浅田氏 いや、日本の状況をわからない海外の人が読まれるためにも、何か書いたほうがいいのではないかと思ったので。

北野座長 水谷さん。

事務局 補足を。基本的に、ここの主体間の連携というのは、化学物質管理全体の中で各主体がどういう役割を担っているかということをも明記しているところであります。今の御議論というのは、リスク評価を誰がするのかという御議論なので少し次元が違うかなとは思いますが、今、浅田様から御指摘があった点、19ページの下から2行目のところ、「国は、(中略)リスク低減のための制度の構築・運用に取り組む」ということで、基本的に改正化審法に基づくところの国の役割についても、ここで一応書かせてはいただいているところであります。

北野座長 全体としては化学物質の管理、評価とリスクの管理というものが入ってくるのですが、特にはっきりと、「リスク低減のための制度の構築・運用」ということ、これが国の役割であるという形で説明いただいたのですが、そうすると、19ページの「国は」のところに、「化学物質の管理全体を通じて」くらいのことを入れておいたほうがわかりやすいということですかね。それで、特にその中で国の役割ということ、だから国は全体として見ていくのだという、そういうようなニュアンスが入ったらどうでしょうか。例えば、「国は、化学物質管理全体を通じて」というような言葉を入れて、それで「教育機関等による人材育成」とか、そんなようなことを入れたらどうでしょうか。そして、特に国としては、「リスク低減のための制度の構築・運用」をしていくのだと。管理ですね。

事務局 わかりました。どういう形で入れるかは少し検討させていただきます。

北野座長 では、そのような趣旨が文章に出るように、事務局とまた後ほど相談して文章をつけ加えたいと思います。よろしいでしょうか。確かに、おっしゃるとおり、日本と外国とちょっと違ってはいますので、日本の事情がはっきりわかるような形で書いておくという御提案ですね。ありがとうございます。

事務局 すみません、あと1点だけ。先ほどの教育のところ、教育となると、文部科学省とか関係省庁が広がった形になるので、そこは少し相談をさせていただければと思います。

北野座長 そうですね。連絡会議に文部科学省は入っていないのですね。

事務局 内閣府のイノベーション担当の方はメンバーに入っているのですが。¹

¹ 文部科学省は、SAICM 関係省庁連絡会議のメンバーである。

北野座長 一応文部科学省の了解を了解というか、「教育機関」と書くからいけないのでしょうか。「種々の教育・研修の場を通して」みたいなことで。要するに、必ずしも文部科学省の認可は関係なしに表現しておけばいいわけですね。

上田さん、どうしよう。

上田氏 環境基本計画は閣議決定していますので、これについては全省庁了解の事項ですから、その範囲の中で書ける適切な文章を探すというのは事務局のほうでできると思います。この言葉を入れますとかお約束はできないのですが、趣旨に沿って書くことはできようかと思います。

北野座長 それでは、環境基本計画の中で書かれている言葉を使いながら書いていくと。山本さんどうぞ。

山本氏 今の19ページの「国は」というところで、一番最初に人材育成というものが出てくるのですが、これは、化学の現場ではかなり切実な問題で、もう相当大きな化学大企業ですと専門家がいらっしゃるということですが、中堅、それから中小になるとほとんどいないと。採ろうと思っても簡単に採れない。それは、やはり専門家が圧倒的に少ない、絶対数が足りないという日本の国情あるいは国の科学政策のこの間の一連の結果から来ているものだと思うので、これは中長期で、短期に解決できないのですが、やはり科学政策とかリスク評価というものは、国の科学政策のやはり基盤として考えて、例えば化学で言うと、毒性とか安全性評価とか、よくレギュラトリーサイエンスとかという言葉はありますけれども、そういうものを中長期的に強めていくということを私もパブコメでちょっと書かせていただいたのですが、ここにまたちょっと触れていただければと思っています。

北野座長 そうすると、今の御意見ですと、人材育成というのはもうちょっと広い形で、いわゆる専門家の育成も含めた、そういうことを言っているわけですね。では、そのところは環境基本計画の教育のところに書いてありますか。私は、そこはちょっと記憶にないのだけれども。

上田氏 直近のものは知らないのですが、余り個別の分野ごとのものはないのかなと思うので、むしろ今の話は、この主体間の連携は人材育成と一言で書いてあるので、第3章2.の具体的な取組事項のどこに御指摘の趣旨を盛り込むかという形で整理をさせていただくといいのかと思いましたが、それでよければ、第3章2.の20ページ以降の場所の中で探したいと思います。

北野座長 よろしいでしょうか。もちろん必要なことですから、では、20ページ以降の適当なところに入れていただくということで。

中地さん、どうですか。

中地氏 今の教育の話の撤回するようで申し訳ないのですが、参考資料の世界行動計画に対する我が国の取組状況の29ページのところに、24.教育と訓練ということで、例えば学校や大学で授業を取り入れるべきという中で文部科学省のことも少し入れておられます

ので、学習指導要領で環境リスクが取り上げられているというような形で書かれていますから、少しそういうようなところも参考に、「大学や学校教育での取組」というようなことも入れられるのではないかと思いますので、御検討ください。

北野座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。主体間の連携、次が具体的な取組事項ですね。リスク評価を推進し、ライフサイクル全体で発見していくということ。

では、次に20ページからよろしいでしょうか。具体的な取組事項ということで、21ページには科学的なリスク評価の推進、22ページにライフサイクル全体のリスクの削減、そして24ページ、未説明の問題への対応、それで安全・安心の一層の増進、次が国際協力と。24ページの未説明というのは具体的なことになりますので、その前までにしましょうか。それでは、具体的な取組事項として、科学的リスク評価、21と22、23、24ページの真ん中ぐらいまでにしましょうか。その間で御意見をいただければと思います。中地さんどうぞ。

中地氏 23ページのところを見てほしいのですが、ライフサイクル全体のリスクの削減ということで、例えば、ダイオキシン対策特別措置法で、ダイオキシン類の発生量とかを減らしているということとか、あと、後ろのほうではPOPs条約で指定された物質のことが書かれているのですが、日本で今、JESCOさんを中心にPCBの無害化処理をしているわけなので、いわゆる廃棄物の管理とか、あるいは全体的な環境リスクの削減という意味では、PCBの処理をきちんとしているよと。ただ、少し処理が予想よりも遅くなっていて、2020年にはとても間に合いそうにないというのはありますけれども、その辺のことはやはりどこかに書き込まないといけないのではないかと。PCBについては、化審法をつくるきっかけになったカネミ油症事件を引き起こした物質という意味でも、非常に象徴的な物質ですので、それに対する日本の取組というようなことをきちんと書くべきではないかと思えます。

カネミ油症については、救済法はこの国会で通るのですかね、そんなことも議論いただいていますので、その辺のことの書き込みというのは必要だと思います。

北野座長 そうすると、今の御意見は、23ページの最後のパラグラフ、「化学物質又は化学物質を含む製品のリサイクル又は廃棄段階等について」という、入れるとすればこのところに入ってきますかね。それで、「廃棄物処理法の適用」云々とか。

中地氏 24ページの一番上の行に、「過去に製造された」というのでPCB廃棄物と双方で進めると書いてあるのですが、進んでいる現状についてきちんと書き込んでおいたほうがいいのかなど。

北野座長 これを進めているのですね。

中地氏 進めているのは確かですけどもね。

北野座長 こういうのは、やはり進める、進めている、どっちの書き方がいいのですか。

事務局 ちょうど御質問された24ページのところを紹介しようと思っていたのですが、詳細については、この後、議事4のほうで上田課長から説明させていただきますPOPの国

内実施計画のほうがございますので、そちらのほうでPCBのことについても明確に取り上げておりますので、詳細はそちらに記載しております。

それで、このSAICM国内実施計画の構成についても、附属資料ということでPOPs条約に基づく国内実施計画の改訂版というものを、目次ではありますがつけてございまして、そういう中で、詳細はそちらで見ているという形に構成としてはしているということでございます。

北野座長 計画だから、やはり「している」ではなくて、今後の計画ということで、例えば「促進する」とか、書き方としてはそんな形になるのですかね。計画ですから、実施状況報告ではないわけだから、今後何をすべきかということをしていくのだということが計画ですから、実際にそれはもう今、正直言って処理しているわけですから、「さらに促進する」とか、そういうことでしょうか。書き方としてはどうでしょうか。

事務局 そうですね、はい、「促進」というところか「進めていく」という書き方がいいのか、その細かい文言は調整させていただければと思います。

北野座長 確かに中地さんがおっしゃるように、「進める」と書くのとやっていないみたいに誤解されるといけないので、実際にやってはいます、しかし、それをさらに継続していくとか、おっしゃっていることはそういうことですね。それで、もうちょっと具体的に書ければ。

中地氏 もう少し具体的に書くべきではないかというお話と、特にPCBの無害化処理については、当初の計画よりもかなりおくれるというのがあって、この7月にもパブリックコメントでその辺のことが議論されていますので、やはりその辺は少し、日本の現状を紹介するという意味でも書いておいたほうがいいのではないかと思います。

北野座長 もし書くとなれば、やはり本文よりも附属資料か何かのところにリースして書くという、統一的になるのでしょうか。ここだけ余り細かく書くわけにはいかないでしょうから、「進める」とかぐらいの表現になって、進め、何と書くか、ちょっとその辺はまた文章を相談しますけれども、いずれにしてもやっているということがわかるような形にしておいて、中地さんおっしゃるような、具体的にもし数値を書くとなれば、参考データなり附属のほうにもし入れるとなれば入れていく、そういうことでよろしいでしょうか。

ほかに、亀屋さんどうぞ。

亀屋座長代理 ちょっとあほな質問かもしれませんが、21ページの(1)で科学的なリスク評価と書いてあって、日本語としてはそうかなと思ってずっと入ってくるのですがけれども、言っているところは、客観的で透明な形できちんとデータを積極的に集めてリスク評価をしようということだと思のですが、これを英語に直したときに、科学的なリスク評価をそのまま直してしまったら、ばかじゃないのと言われるような気もするのですが、その辺、海外では言葉の使い方がどうなっているのか、民間の方で詳しい方に教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

北野座長 科学的でないリスク評価というのはあるのかという、主観的なリスク評価と

か。でも、あえて出さないですね。

村山さんどうぞ。

村山座長代理 私もそこがちょっと気になったのですが、恐らく19ページの目標の にあるWSSD2020で、括弧付きでこういう表現が使われていて、これの一部が使われたのかなという気がするのですが、そのあたりはどうなのですかね。もしこういうふうに外国で呼んでいるのだったら余り違和感ないのかもしれませんが、いかがでしょうか。

事務局 WSSD目標のほうでも、「using transparent science-based risk assessment procedures and science-based risk management procedures」という表現が出てくると、あと、リオ+20の文書の中にも、リスクに関する化学ベースの評価の重要性という言葉で、「importance of science-based assessment of the risks caused by chemicals」という言葉が出てきます。あと、環境基本計画のほうでも、たしか「科学的なリスク」という表現を使わせていただいていたかとは思いますが。

おっしゃるように、科学的でないリスク評価があるのかということがあるかとは思いますが、一応そういう事例があることはあるということでございます。

北野座長 science-basedという言葉で多分訳されると思いますが、よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、24ページの(3)未説明問題への対応、それから25ページ、安全・安心の一層の増進、国際協力、今後検討すべき課題、27ページまで行きましょうか。橘高さんどうぞ。

橘高氏 27ページの下から3行目のところに「このような様々な課題については、その緊急性・社会的必要性和実施可能性の両面を考慮しながら」とあるのですが、ここで言う実施可能性というのは具体的にどういうことを想定されているのか、事務局の方に御説明いただきたいのですが、お願いできますでしょうか。

北野座長 お願いします。

事務局 27ページ下から3行目の「様々な課題については、その緊急性・社会的必要性和実施可能性の両面を考慮しながら」ということで、ここで言う実施可能性というのは、もちろんいろいろな課題について取り組んでいかないといけないというところは当然のこととございまして、当然その緊急性にどういうものがあるか、それから社会的に求められているかどうかというのは非常に重要だと思えますが、同時に、それに基づいて知見が揃っていて、かつ緊急性・社会的必要性があるのであれば、それは当然取り組んでいかないといけませんし、もし実施していくに当たって、例えば知見が足りないとか、あるいはもう少しこういうところを調べる必要があるのではないかとすることがあれば、そういうところをまず固めていって、知見を集めて、その上で取り組んでいくということとございまして。実施可能性という意味で、実現可能性、実施可能性がないから取り組まないのだということでは決してなく、取り組める材料を集めていって、それで取り組んでいきたいと思いますという趣旨で書かせていただいているところでございます。

橘高氏 ありがとうございます。そうであれば、今ここに書かれているものと事務局の方の説明でおっしゃっていたことが、素直にちょっとそういうふうには読めないような気がするのですね。実施可能性がないから何も規制をしないというふうに読めるというのと、あと、実施するに当たっては、当然実施可能性というものは、法律をつくるにしても、法律でないものであっても考慮されるものだと思うので、あえてここで「実施可能性」という言葉を入れる必要はないように思うのですけれども。例えば、「緊急性・社会的必要性を考慮しながら」として、一番最後の行のところを、「優先度を付けながら検討し、実施可能なものから速やかに実施に移していく」というふうに変えることはできないでしょうか。

北野座長 ありがとうございます。私は結構だと思うのですけれども、ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。大変うまく修文していただいております。確かに、緊急性・社会的必要性を考慮して、最後に、優先度を付けながら実施可能なものから実施していくということですね。

橘高氏 すみません、「速やかに」。申し訳ありません。

北野座長 失礼しました。「速やかに」という言葉が抜けました、ごめんなさい。いい文章を書いていただいておりますので、どうでしょうか。

事務局 意見として受けさせていただいて、検討させていただきたいと思います。

北野座長 確かに誤解をされるといけないということですね。わかりました。

それから、先ほどちょっと御意見いただいた24ページの子供さんと妊婦の方、その辺について特に対象としていくと。それで、24ページの一番下のパラグラフにその説明が出ているのですけれども、この文章は何か橘高さんのほうで、もうちょっと直したほうがいいのか、そういう御意見はございますか。

橘高氏 ちょっと子供、妊婦というところではないのですが、「予防的取組方法の考え方に立って」というのが、この未解明の問題のところだけにかかるように見えると思うのですけれども、リスクの評価等についても、その評価は立場によっていろいろ違うわけですから、化学物質の問題全体に対して予防的取組方法に立つというふうにあるべきなのではないかということで、御指摘いただいた点とは違うところに対するコメントなのですけれども、申し上げさせていただきます。

北野座長 ただいまの御意見は、未解明の問題への対応の最初の文章ですね。「予防的取組方法の考え方」、これは何も未解明の問題ばかりではなくて、化学物質のリスク評価全体についての考え方として使うべきではないかという、こここのところの御意見だったのですが、どうでしょうか。予防的取組方法の考え方という、この言葉を化学物質の管理全体にという、そういう御意見だったですね。

では、坂田さんにまずお伺いしてから。

坂田氏 予防的取組方法といいますと、予防原則という極端なものもあります。ですから、余り広げないことも検討していただきたいと思います。EUのハザードだけで足切りす

る安全性評価制度のような予防原則だと御理解される方もいらっしゃると思うのです。「予防原則」とか「予防的取組」という言葉の使用につきましては、御検討いただきたいと思います。

北野座長 ですから、ここで多分、未解明の問題だからこそ予防的にという、そういう表現が出たと思うのですね。

坂田氏 未解明のところは情報がないわけですから、「予防的」という記載になると思います。しかし、情報がある分野もありますので、すべてにかぶせるのはどうかという意見です。

北野座長 中下さんどうぞ。

中下氏 今の点なのですけれども、でも、WSSD2020年目標には、「予防的取組方法に留意しつつ」という全体にかぶせる文言で、「予防原則」と申し上げているわけではないので、そこはちょっと。

坂田氏 「留意しつつ」の部分は理解しておりますが、言葉の使い方で、予防原則のような言い方にならないようにしていただきたいと思います。

中下氏 「予防原則」とは書いていなくて「予防的取組方法」と、これは一貫して書かれているかなと私は思っております。

坂田氏 WSSDはそうです。ただ、これから広げるという御意見と理解しましたので、表現には御考慮いただきたいということです。

北野座長 ですから、もしここで、重複しますけれども、24ページ、「特に未解明の問題への対応については」と一言入れておけばはっきりするわけですね。全体としては多分予防的取組というニュアンスできていますけれども、特に未解明の問題についてはと。何でしたら、24ページの最初の文章に、「予防的取組」の前にそういう言葉を入れましょうか。そうすれば、「特に」という中下さんがおっしゃっているような意味が入ると思いますけれども。これは、皆さんの御意見を聞いてからやることですが、多分、「特に」というようなことを入れておけば、坂田さんの言いたいことが入ると思いますけれども、上田さん、何か意見がありますか。

上田氏 これまた環境基本計画からの引用になるのですけれども、環境基本計画で環境行政を進める上での基本的な考え方というときに、予防的取組方法というものが既に入っているかと思imasuので、それは実は包括的にかぶっていて、ただ、用語としては「予防原則」ということではなくて「予防的取組方法」か「予防的アプローチ」か、そういう言い方で整理してあると思imasuから薄く全体にはかかっていると。したがって、この目標のところ、19ページに2020年目標の達成というところでWSSDの記述が引用されていますが、これについても違和感なく我々としては受けられるものと。その意味において、全体にかかっている、とりわけここについて明記したということで、ここに書いてある、子供のところに書いてあるからほかにかかっているというわけではないのかなと。

坂田氏 現状の書きぶりについて特に意見はありませんが、さらに何か記載を加えられ

るといふのであれば、表現には御考慮いただきたいと考えた次第です。

北野座長 水谷さん、何かありますか。

事務局 中下さんがおっしゃったように、本計画の中でも冒頭のところでSAICMの「予防的取組方法に留意しつつ」というような文言も含めて、全体にかかっている意味で用いている用語だと思います。それは、上田課長が説明したように、環境基本計画等々でも言われているものなので、そこを越えてということではないと思っておりますし、北野座長がおっしゃったように、未説明のところは「特に未説明」ということで盛り込んでいるということで整理できれば特に問題ないかと思うのですが、それでよろしいですか。

北野座長 よろしいでしょうか。ですから「特に、未説明の問題については、予防的」、全体としてももちろんこの考え方が入っていますけれども、ちょっとその1行か1文かを追加するというのではっきりさせるということにしたいと思えます。

ほかに御意見、中下さんどうぞ。

中下氏 今後検討すべき課題のところの3つ目のパラグラフなのですが、「その他、農薬等が生態系へ与える影響、生活環境中で使用されるシロアリ駆除剤等いわゆる『バイオサイド』等について、今後検討すべき課題として指摘されている」という表現が何かすごく気になるのですね。ほかのところは、「検討を行う」とか「さらなる取組を検討する」とか、これは主体が関係省庁連絡会議だということは認識しておりますので、関係省庁連絡会議としてどうするのかということを示さない、「指摘されている」、それでどうなのかという話になってちょっと恥ずかしいように思うのですけれども。もちろんこの課題を入れていただいたことは、私も申し上げましたし、入ったことはとてもいいことだと思いますので、ぜひ、やはり「検討する」という方向の表現に変えていただけないかと思えます。

北野座長 どうでしょうか、これは農政の課長は見えていますか。見えていなかったかな。大友さんですか。

大友氏（榎本氏代理） 生態系に与える影響は環境省の主管だと思います。

北野座長 ああ、そうですか。失礼しました。

中下氏 ここで話し合って決めてください。

北野座長 せっかくですから、要するに「指摘」ではなくて、「検討を進めていく」とか、もっと前向きな表現に変えていただきたいという御意見ですね。

では、上田さんどうぞ。

上田氏 このところは、多分省庁間で何度か議論して、今、書けるものということでこう書かせていただいたということだと思いますから、若干この語尾のところのニュアンスの違いというのは我々も認識して書いているところで、今、書けるものはここまでということですが、本日、またここでこういう御意見があったということで、さらに何か、ここで議論がどうか、一応考えてみたいとは思いますが、かなり議論は重ねているので、もしかしたら、やはり現時点では関係省庁としてはこれで行かせてくださいということに

なるかもしれません。御意見があって、ここで交渉してこうだからといって持ち帰るとい
うのは私もまだできないので、御意見があったことだけ承らせていただいて、持ち帰らせ
ていただければと思います。

北野座長 長谷部さんどうぞ。

長谷部氏 それに関連しまして、少し上のパラグラフのシックハウスの部分で「殺虫剤
を含む」と書いておりました、シロアリ駆除剤等の室内濃度あるいはその影響について、
こちらのほうは「検討を行う」とさせていただいております。

中下氏 これは、表現としても、「等について、(中略)指摘されている」というだけで、
一体このことがバイオサイド等についてどうすることを検討するのか、こういうものだと、
内容が本当に何かわからないのですよ。農薬が生態系に与える影響について調査をする
とか、何かそういうふうにならないと、文章として、「等について、今後検討すべき課題と
して指摘されている」って何だろうなという感じが否めないのです。

北野座長 実施計画の書き方としては確かにそうですね。

中下氏 ちょっと違和感がありますので。

北野座長 確かに、どうするのだというのが。

中下氏 それで、一番最後のパラグラフですか、これは全部まとめだと思いますが、こ
のまとめになると、先ほどの修正案もありますけれども、「実施可能なものから速やかに実
行していく」というような主体的な文章になっているわけですね。そうすると、その前の
ことも同じように何で表現できないのかなという気はするのですね。だから、ここはもう
ちょっと表現を考えていただけたらいいなと思います。

北野座長 そうですね。ほかの委員の皆さん方はいかがでしょうか。「課題である」と
か「調査を進める」とか、もうちょっと具体的に修正したらいかがかという御意見なの
ですが、ほかの委員の皆さん方はどうでしょうか。

確かに、一番最後の文章を読めば、これも対象となっているのだなということは読めな
くはないですね。

中下氏 ですから、同じように書いてくださればいいのです。

北野座長 橘高さんどうぞ。

橘高氏 すみません、質問なのですが、「検討する」というのと「指摘されてい
る」というのはどう違うのですか。

北野座長 指摘されているのは非常に客観的な事実で、検討するというのは主観的な、
みずからの意思が入っているのではないですか。

橘高氏 指摘されているということは、検討さえしないということなのですか。

中下氏 そういうふうに読めてしまうのです。だから困る。

上田氏 細かい交渉の過程は事務局で補足してもらったらと思うのですが、一般的にこ
ういうふうにした場合、主体として検討するというのは、自ら検討していきまず、作業
しますということを述べていると。他方、検討すべき課題として指摘されているというも

のが検討すべき課題というところの欄に書かれているということであれば、そういうものとして認識は持っている。ただ、それが本当に我々としてその評価をして検討するというプロセスに入るかという、その次のステップの手前で今止まっているので、その1つ手前だということの違いが、「検討します」という結論まで出しているのが前の2つで、それ以外のところが「指摘」で止まっているというのは、その最後の判断のところまでの議論が十分できていない。ただ、ここに書いたということですから、その次のプロセスをどうするかというその判断はしないといけない。ただ、結果としてどうなるかというのが、その上のほうまで今の時点ですぐに書けるかということ、そこまでいっていない。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、普通に文章だけ読めば、そういう整理で役所の中は整理しているのだらうと思っております。

北野座長 そうすると、ほかの委員の皆さん方も中下さんがおっしゃったような御意見に賛成であるとするれば、この対話集会から修文するように強い意見があったということで、それを省庁間連絡会議で踏まえて、最終的にはやはり役所が出す文章ですからお任せせざるを得ないと思いますけれども、この政策対話集会の中から委員全体の強い意見があったということを明記していただいて、それを踏まえて連絡会議でできるだけ前向きに取り上げていただきたいという座長の希望もあるのですが、そういうことでよろしいでしょうか。確かに、ちょっと今すぐここで、連絡会議をする前に決めるわけにいかないでしょうし、それなりのレベルで書き分けたということもわかりましたので。

委員の皆さん方、いかがでしょうか。もう少し強めの「検討する」ぐらいの、または「調査する」ぐらいのもうちょっと前向きな具体的な計画を実施していくというようなニュアンスの文章にしてほしいという今の意見なのですけれども、異議ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

北野座長 それでは、この対話集会として、そういう強い意見があったということをもまず連絡会議に出していただいて、そこで、できれば踏まえていただきたい、そういう形でいきたいと思えます。

事務局 了解しました。

北野座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。まず、村田さんに行って、次に中地さんに行きましょう。

村田氏 2.の具体的な取組事項を今やっているわけですね。ここの2.全体にかかわることなのですが、15年に進捗を見直ことを考えると、こういう通常の記事ではチェックがしにくいのではないのでしょうか。それぞれのパラグラフごとに見出しをつけるなりして、何をやるのかということをはっきりとすれば、点検のときに、例えば(1)の何番の何についてはどうなっているかという点検がしやすいと思うのです。ですから、これは別途、一覧表に書き直すという手もあるかもしれませんが、今後の進捗のチェックを念頭に置いた書き方にしていく必要があるのではないかと思います。

北野座長 今、村田さんがおっしゃったのは、27ページの(6)ですか。

村田氏 いや、具体的な取組事項、全体です。それぞれのパラグラフごとに取組内容が書いてありますが、パラグラフの頭に何か、これは何をするのか、見出しをつけるとか、もしくは通し番号がいいのかわかりませんが、チェックしやすくすることです。

北野座長 例えば、21ページの(1)科学的なリスク評価の推進でいくとたくさんありますね。それで、最初、「一般用途」云々とかで「規制措置を講じる」。これを例えばならにして、「農薬使用者の安全を確保するための措置を講じる」をにしてという。

村田氏 その次は農薬について何をやる、そういう見出しをつけていただいたほうが。

北野座長 わかりました。とにかくパラグラフごとに見出しというか、例えば1-1とか1-2とか、何かそういう形ではっきりわかるように書けということですね。

村田氏 そうですね。

北野座長 水谷さん、どうですか。

事務局 点検で漏れがないようにという御趣旨で言っていたという理解でよろしいでしょうか。

村田氏 それと、どんな項目をやろうとしているのが、文章を全部読まないかわからないのではなくて、そういう項目であったほうが。

北野座長 そうすると、そこは最後の点検のところがありますね。第4章。そのところに付表か何で表をつくれればいいいわけですね。

村田氏 そういう方法もあります。

北野座長 表形式にしておいて、そこをそれぞれ点検していくと。

村田氏 例えば農薬の部分はどうなっているのかとチェックすることができます。

北野座長 どうですか。

事務局 点検のときに漏れがないようにというか、国内実施計画と、それからその点検結果というものが1対1になるようにという工夫は当然できていると思いますし、すべきだろうと思っているので、そこにも書かせていただいたように、点検・改定に関しましても、こちらの政策対話の御意見などもいただくことになるのではないかと想像もしていますので、そういう中でしっかりと工夫してやっていくということを考えております。

北野座長 確かに、これを全部読むのも大変でしょうし、日本は何をやるのだという意味では、表か何かを1つ作っておけば、そこをぱっと見ればわかると。それが、逆にまた点検の場合にもその表が使える、そういうことですね。ちょっとその辺はまた工夫していただきましょうか。わかりました。

それで、最後、第4章が、28ページですが、点検して、結果を公表していくということになっております。

それでは、もう一回最初から。浅田さんどうぞ。

浅田氏 27ページのところで、これは役所をお願いしたいのですけれども、OECDのところがございますけれども、OECDのデータ共有で産業会もジャパン・スポンサーシップ・プ

ロケム等で貢献していますので、この文書が海外に日本の貢献とか、こういう努力をしているということアピールするということもあると思いますので、できたらそういう日本の企業及び国がやっていること、「共有を進める」と一言でくくるのではなくて、実際こういうことをやっていますということまで例示で書いていただくと非常にいいかなと思うのですけれども。

北野座長 27ページの2つ目のパラグラフですね。「連携・協力を進める」というところに、実際にやっていることをもうちょっと具体的に記述すると。

それは、前になかったですか。

事務局 17ページのところに、個別具体には、OECDの話でいくと18ページの。

中下氏 13ページにあるのではないですか。「高生産量化学物質プログラムへの参加等により」と書いています。

北野座長 13ページの上のパラグラフに載っていますね。

事務局 いずれにしても、第2章のところで幾つか取り上げていて、第3章のところは今後の取組の話です。御意見の点は第2章のほうに含まれているので、御趣旨は反映できているかと思えます。

北野座長 どうでしょう。一応13ページの上のところでカバーされているということで、はい。

それでは、全体を通してもし御意見がありましたら。中地さんどうぞ。

中地氏 2点ありまして、26ページの第2パラグラフのリスクコミュニケーションのところで、一番下から2行目で、ここだけ「(M)SDS情報」になっているので、細かいことを言いますけれども、統一されるのであれば統一していただいて、「MSDS」を「SDS」にやりかえましたということをごどこかコメントとしてあったほうがいいのではないかなと思うのが1つです。

2つ目は、リスクコミュニケーションで、環境省の水大気の規制部局のほうで、ことしの6月に新しい地域パートナーシップによる公害防止取組の促進に関するガイドラインですか、浦野先生が座長で2年ほど検討したものをもとに、市民と企業あるいは地方自治体の情報共有のあり方とか、そういうことについてのガイドラインをまとめられているので、その辺でリスクコミュニケーションということ述べているので、少し書いたらどうかと思います。環境省でちょっと環境安全課とは違う部局で検討されていることなのでどうなのかというのはありますけれども、少し作成にかかわった側としては、せっかくまとめたのに何も評価されないというのもいかなものかなと思うので、御検討ください。

北野座長 あれは主として公害防止という観点ですね。こちらは化学物質ということもあるので若干、同じ化学物質ではあるのですが、ちょっと意図的につくられ、使用されている物質と、要するに廃棄物で出されてくるいわゆる環境汚染物質という、その対象がちょっと違うことは違うのですね。

そういうペーパーができていることは御存じですか。

事務局 1点目のSDSのところは確認して、できれば統一しようと思います。

2点目は、ちょっと北野座長がおっしゃるようなところもあるので、ただ、例えば附属資料に書き得ないかどうかも含めて少し検討させていただければと思います。

北野座長 御意見ですから、検討させていただくということで。ありがとうございます。大沢さんでしたか。

大沢氏 第2章と第3章と両方出ているのですが、ちょっと気になるのは、例えば第3章で25ページの安全・安心ということで、さりげなく安全と安心が並列で書かれていますけれども、やはり安全と安心は共通する部分もありますし、違う部分もありますから、書き方をもう少し工夫したほうがいいのかという気はしています。確かに、(4)の25ページ、26ページのところでいうと、リスクコミュニケーションとか情報とかという安心にかかわるところは、それはそれで別になっているのだと思うのですが、何かもう少し、客観的な安全があって、その基盤の上で安心をつくっていくという関係だと思うのですが、そこがもう少し明確になるような書き方をしたほうがいいのかという気がするのです。

北野座長 25ページ(4)の安全・安心、ここにリスクコミュニケーションとかいろいろ出ていますから、26ページは主にリスクコミュニケーションの話ですね。どちらかといえばこれは安心にかかわる話になりますか。どうでしょうか。

大沢さんの意見は、安全、安心を分けるということですか。

大沢氏 安全の部分と安心の、そうですね、もう少し区分けをするとか。安全だけやっていたら自動的に安心になるわけではもちろんありませんから、その辺の関係がもう少しわかるような書き方がもしできるのであればと思ったのですが。

北野座長 上田さん。

上田氏 今の御指摘は、25ページの(4)の1行目に「化学物質に係る安全・安心確保の基盤として」という表現のところの説明をもう少し詳しく、丁寧に書けばいいのかという感じがしました。どういうふうに書けるのかというのは中で検討させていただきますが、原子力やリスクコミュニケーションの検討会のほうでもこの話が出ていて、安心と安全というのは違うと。それで、単に安心です、安心ですと言ってコミュニケーションしても安心が得られるわけでもないし、安全な体制整備があって初めてそれが伝わっていくということで、いろいろこの使い分けについては議論がなされているところがあるので、政府としてこういうふうに使っていますという何か使えるようなものがあれば、それを踏まえて、丁寧にこの趣旨だけ書いて、それらについて施策はこんなことをやられていますという並びで、後ろのほうでなくて、前のこの説明のところ、1行目の基盤としてというところを丁寧に書かせていただければ、それにその下のものがぶら下がっているというのがよくわかるように伝わるような工夫をして書けるのかなと思っています。それでよければ、その表現を考えてみたいと思います。

北野座長 そうですね。明治大学でも安全学という講座があるのですが、安全と

というのは、その時点、その時点の自然科学に裏づけられた客観的な事実を一応安全と言って、みずから理解をして納得したという主観的事実を安心と言って、安全に信頼が加わると安心になるという、そんな位置づけをしていますので、まさにリスクコミュニケーションというのは安全と安心の橋渡しになっていると。ですから、日本語では安全・安心と非常に語呂がいいからよく使うのですが、英語では安心という英語はないようですね。セーフティーに対して、センス・オブ・セキュリティと訳していますね。安全保障の概念みたいな。ですから、これは英訳するとき大変だなと思ったのですが、確かに上田さんがおっしゃるように、少しそこを丁寧に、安全と安心をどういうふうに我々が認識しているかということの説明をここに入れて誤解のないようにしたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

そんなところで、事務局と後でまた修文します。ありがとうございます。

有田さんどうぞ。

有田氏 今のまとめということで私も納得はします。けれども、これまで安全・安心と北野座長がおっしゃったような形で、リスクコミュニケーションを消費者団体も理解できています。安全・安心の具体的な説明を書いていただくというのはすごくいいことだと思うのですが、安全と安心は違うからといって今後使わないのだというような形ではなくて、ここに説明を入れ化学物質の安全・安心の使い方、安全・安心というのはこういうものだとわかるような書き方を具体的に書いていただきたいし、具体的に書いてくださるといふ理解でよろしいですか。

北野座長 そうですね、私もそう思っています。科学技術基本計画が、たしか平成18年に、21世紀初頭に我が国が目指す姿ということで、「安全が確保され、安心して」と、要するに21世紀は安全で安心だと。20世紀は我々、安全を求めてきたのですけれども、21世紀は、安全でかつ安心、これは科学技術基本計画に、たしか平成18年頃に出ていますので、その辺は間違いなく両方を我々はこれから追求していくのだと。それは当然、化学物質に関してもそういうことですから、その辺の説明を少しここに入れて誤解のないようにしたいと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。全体を通してもし御意見がありましたら、今日いろいろ御意見をいただきまして、一応事務局で検討させていただくこともあることを申し上げました。とりあえず、時間的なことを考えますと、できるだけ今日の御意見を反映させた形で最終案になるように連絡会議に私もお願いしたいと思いますが、最終的な修文については、座長にお任せいただけますか。

有田さん。

有田氏 先ほど中地さんがおっしゃっていたことなのですが、MSDSの件については、統一してSDSでいいのですけれども、その経過と、ちょっと説明を入れていただかないと、MSDSでずっと覚えていた人はSDSは違うものと感じますので、備考、参考でもいいのですけれども、入れていただきたいと思います。

北野座長 わかりました。ちょっとそれは脚注か何かで入れましょうか。

村田さんどうぞ。

村田氏 実施状況の点検と改定というところにかかわるのですけれども。

北野座長 4章でしたか。

村田氏 一番最後の4章ですね。私の先ほどの意見もこれに関連するのですけれども、国内実施計画がここでできたら終わり、あと15年に見直せばいい、その間、寝かせておけばいいというものではないはずですね。それで、やはり市民団体としても、随時それぞれの項目がどこまで進捗しているのか、どう動いているのかということは注目していきたいと思っています。

それで、国としても、15年になったら見直すということではなくて、毎年、どこまでやっていますよという情報発信をぜひしてもらいたいと思います。どこまで細かくやるかは別として、計画に対してどう進捗しているのかという情報発信を期待します。

北野座長 私も全くおっしゃるとおりだと思いますし、この政策対話集会は今後も年に二、三回開催されると聞いておりますので、その場を通じて、現在どういう状況にあるかを国なり自治体の方に御説明いただいて、そして我々も進捗状況をウオッチしていくと。もちろんそういう趣旨だと思っております。

そのとおりだと思いますので。一応ここでは、ICCM4に先立ってということになっていきますけれども、途中経過については、この政策対話集会で御説明いただけるものだと私は思っておりますし、私からもお願いしたいと思っております。

それでは、時間的にどうですか。今日大体御意見をいただいたので、それで、できるだけ御意見を反映した形で、省庁間連絡会議でこれをまた一部修正していただくことになるとは思いますが、その辺の最後のまとめについては事務局と私にお任せいただければよろしいでしょうか。もし提案された御意見が書けないようであれば、またそれはそれできちんと理由を説明申し上げますので。私としては、できるだけ今日の合意を踏まえて省庁間連絡会議に反映させていただければと思っておりますが、すべてが可能でない場合もあるかもしれませんので、そこについては後ほど、なぜそうしたかということで事務局からまた御連絡いただければ、理由を説明いただければと思っております。

そんなことで、今日の御意見がすべて100%反映されるということは、ちょっと私も保証しづらいところがあるのですが、できるだけ反映していただくように私からもお願いしたいと思いますし、また、文章については、必要であれば、私も事務局と一緒に修文したいと思っております。

あとは、もし、この後気がついたことをメールや何かでもらうような時間はありますか。時間的な余裕は難しいですか。厳しいですか。今週中ぐらい。

事務局 できれば本日中。

北野座長 本日中ぐらい。今日は水曜日でしたか。そうですか。かなり厳しいようですので、もしこの後、お気づきになった点がありましたら、できれば今日中、あと12時まで

9時間ぐらいありますから、その間に事務局にメールでも出していただければと思っております。

長時間の御議論、本当にありがとうございました。それでは、とりあえずこの議題はここで終わりにしまして、次の議題に行きたいと思っております。次の議題が、議事の3、政策対話における今後の議論の進め方、よろしいですね。では、お願いします。

事務局 それでは、資料3「今後の議論の進め方について」というものをごらんいただけますでしょうか。全部でA4で7ページのものでございます。

今回まではSAICM国内実施計画を主な議題として政策対話を進めてまいったのですが、予定では来月上旬には関係省庁連絡会議として実施計画を策定するということで、政策対話も今後どういう形で運営していくべきか、議論を進めていくべきかということについて、ぜひ御議論いただければと考えております。

1.の基本的な考え方のところでございますけれども、3月末の第1回政策対話において、私ども事務局から御提案した内容を四角囲みで書かせていただいております。1.は、まずはSAICM国内実施計画で、2つ目ですけれども、秋以降は、来月ケニアで開催されますICCM3の動向を注視しながらということで、各セクター、各主体の取組状況について、情報共有・意見交換、それから、それに加えて、メンバーの皆様から提起された個別の課題に係る議論を適宜行っていはどうかということ、それから、今後の具体的な検討課題は、今後の政策対話で議論してはどうかということをお提案させていただいていました。

2つ目ののところは、私どもの御提案ではあるのですが、政策対話自体、化学物質と環境に関して非常に全体を見渡して幅広く議論できる場だと御理解いただいていると思っておりますし、我々もそうだと自負しております。設置要綱にも書いていますように、さまざまな主体により化学物質と環境に関して意見交換を行い、合意形成を目指す場ということでございますので、政策対話の中で御議論いただく課題としては、個別の対策ですとか制度といったようなものを深掘りしていくことよりも、むしろ化学物質と環境に関連して、主体間の連携あるいは取組の方向性を決めていくというようなことですか、場合によっては、複数の制度に共通する課題というようなものもあるのではないかと思いますし、場合によっては、その化学物質対策全体で対応がまだ十分ではない事項があるかもしれませんので、そういったことを取り上げるといったような形で、大所高所から全体的な対応が必要な事項を優先して御議論いただければどうかと考えているところでございます。

今後は、第3回を11月ぐらいにできたらと考えておるのですが、そこでは、ICCM3の国際的な議論を踏まえて、今後こちらで御議論いただくべき課題あるいは政策対話の構成メンバーから提起される課題と各主体の取組についての情報交換というものを行っていはどうかと考えております。

政策対話の構成メンバーから提起される課題ということについては、本日の御議論を踏まえつつ、また、後日メール等でも意見を受け付けながら合意形成を図って行って、次回以降の政策対話の議題として取り上げて行ってはどうかと考えているところでございます。

2 ページ目に参りまして、2.のところにスケジュールを書いておりますが、時間もないのでというのと恐らく説明が重複するので省かせてもらいますが、本政策対話については、できれば年3回ぐらいは開催して、こういう場でいろいろと化学物質と環境に関して全般的な議論をしていただければと思っております。

あと、参考として3つほどつけております。参考1がICCM3のアジェンダでございます、この中でGPAに盛り込む事項としてナノ、それから電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質、それから、昨年のOEWGの議論を踏まえて幾つかのことについて議論が行われる予定と書かせていただいております。

飛んで、5 ページ目、参考2でございますけれども、これは、先ほど御議論いただいたSAICM国内実施計画のうち、関係部分のものを抜粋した、今後の課題というものをまとめたところを中心に抽出したものでございます。こちらも説明は省略させていただきます。

参考3でございますが、化学物質対策全体に共通する課題として第1回政策対話で言及された事項ということで、こちらは、先ほど第1回でもこういう議論をしていただいたと御説明したのですが、その中で、全般的に共通する課題として御発言のあった事項について、事務局で整理させていただいたものでございます。

1つ目が、2020年目標達成状況の評価ということで、我が国の化学物質管理の到達点という課題といったようなものについて何か議論できないかと。

それから、2つ目、諸外国と比較した我が国の化学物質管理対策全体のあり方といったようなことについて議論はできないかと。

3つ目が、途上国に対してモデルとして提示できる我が国の化学物質対策と。例えば、諸外国の規制への我が国の対応について途上国に提示していくといったようなことも何か議論できないかという御意見がございました。

それから、4つ目、5つ目は、少し議論もありましたけれども、議事2のところでも議論がありましたが、法律間の有害性情報の共有のあり方ですとか、あるいはリスク管理の連携のあり方と。第1回の御議論の中では、イソシアネートに関する労安法の情報と大防法ですとか家庭用品規制法といったようなところで何か連携ができないのかという御議論だったかと思えます。

それから、高度化するリスク評価手法の活用・普及方策ということで御意見もございました。

それから、最後ですけれども、事故時・災害時における対応のあり方ということで、事故が起きたときの対応に加えて、平常時に減災という観点からこういった対策が化学物質管理の中でできるかというようなことも議論してはどうかという御議論があったかと思えます。

これに囚われることなく、今後の進め方についていろいろと忌憚のない御意見をいただければと思っております。

北野座長 ありがとうございます。

座長の不手際で時間が大分押してしまいまして、この後、各省庁からの説明があります。一応、この後、4時に終わった後、ステアリングがありますね。ですから、細かいところはこの4時以降のステアリングで少し議論していただくことにして、ここでは、資料3の四角の下のアンダーラインのところ、「化学物質と環境に関連し、ステークホルダーの取組の方向性や、ステークホルダー間の連携のあり方、複数の制度に共通する課題や化学物質対策全体で対応が不十分な事項など、化学物質対策全体を見渡した時に特に対応が必要な事項」、こんなようなものを議論していきたいという、これは大きな枠組みといたしますか大筋で、それで、個別に何をやるかということは、この後のステアリングで少し具体的に、例えば別紙3にあるような内容については議論したいと思っています。

したがって、ここではこの政策対話集会のあり方、進め方、テーマの取り上げ方で、事務局に用意していただきましたこの2つの ですか、化学物質対策全体を見渡したときという、そういう形でこの場で議論していき、そして合意形成を目指していきたいというのがこの政策対話集会の考え方なのですけれども、この考え方はよろしいでしょうか。

「様々な主体により化学物質と環境に関して意見交換を行い、合意形成を目指す」。具体的なテーマとしては、「化学物質対策全体を見渡した時に特に対応が必要な事項」、そういうものを優先して議論していったらどうか、そういう提案がございますが、よろしいでしょうか。

(了承)

北野座長 そうしたら、皆さんから御了解をいただいたということで、細かい具体的なテーマについては、この後、ステアリングで議論したいと思います。それではそういうことで。

次に、議題4、各省庁における最近の取組について、それでは各省庁から説明をお願いします。

最初は、資料4-1は厚生労働省ですね。半田さんお願いします。

半田氏 厚生労働省の労働安全性を所管しております部局でございます。では、私どもの御説明をさせていただきます。資料4-1でございます。

私どもは、以前は、やはりいろいろな事故事例に基づいて規制をやっていくということでやっておりましたけれども、予防的にいろいろと取り組んでいく必要があるということで、大きな流れとしましては、昭和54年に化学物質の事前調査届出制度みたいなものを導入してございますが、その機に合わせまして既存化学物質の発がん性試験なども実施して、その仕組みを導入してきてございます。これを平成18年からさらに強化いたしまして、ハザードの評価とともに、実際のばく露評価、こういうものをあわせましてリスク評価というものを行いまして、それを踏まえまして、必要に応じて規制を強化していくというようなことに取り組んできておりました。

今般、御案内のように胆管がん事件というようなことがあったわけでございますが、これがあったからやろうとしているわけではございませんが、これを契機にして、よりこの

流れを強化していきたいということを考えてございます。

どういう仕組みになっていくかということを下の絵で御説明したいと思います。まず、現状どうなっているかというところを申し上げますと、現在は、この真ん中に「600物質」とございますね。ここから右の部分が動いてございます。600物質のかわりに、私どもはどういうところを対象にしてやるかといいますと、例えばIARCで、グループ1、2というものが出ているのは発がん性が認められているということですね。こういう評価されている物質につきまして、かつ、私ども、実は640物質につきましてMSDSを義務づけてございます。ことしの4月から、すべての危険有害物質についてMSDS、それからラベル表示をしていただくように法令改正をしてございますが、これは努力義務でございます。640は努力義務ではなくて、明確な法律上の義務として定められているものがございます。この640物質の中で、ただいま申しましたようにIARCでグループ1、2に該当するようなもの、こういったものについてリスク評価を行ってございます。

リスク評価のやり方としましては、ハザード情報と、それから実際にいろいろなものが労働現場でどういう使われ方をしているのか。例えば作業員の方が手作業で注入するような作業をなさっているのか、あるいはもう全部自動化で、ばく露されるような実態にないのか、いろいろな状況がございますので、そういう状況を調べて、実際にばく露状況等々を把握しまして評価を行う、それに応じて、必要があれば規制にかけていくという仕組みがございます。

それからもう一つは、発がん性そのものがまだはっきりしていないものに関しましては、この右下のところがございます、「がん原性試験」と書いてございますが、日本バイオアッセイ研究センターというところで、足かけ5年ぐらいをかけた長期吸入試験、この吸入試験といいますのは、実際に労働者がばく露されるのは大体吸入ばく露になりますので、それをモディファイいたしまして、ネズミたちに、この空気中に化学物質をまぜた空気を送り込みまして、ネズミたちに吸わせてその影響を見ている、こういう試験になっているものでございます。

今申し上げました、この右から半分ぐらいはもう既にやってあったわけでございますが、これに対しまして、やはりこういう職場では、大体6万物質ぐらいの化学物質があると言われておりますので、これに対してもう少し視野を広げてやっていく必要があるだろうということで、左半分の部分をつけ足していこうとしています。

まず、ただいま申し上げましたように、職場で使用されている化学物質は約6万物質と言われてございますが、このうち年間製造輸入量が1トン以上のものが約8,000物質と言われてございますが、これを対象といたしまして、まず、実際の製造量、取扱実態あるいは発がん性の情報、こういったものに着目しまして大体600物質ぐらいに絞り込んでいこうと考えてございます。この600物質につきまして、例えば変異原性試験とか、そういった情報も加えましてさらに絞り込んでいって、多分150~200ぐらいかと思ってございますけれども、それぐらいの物質につきましてこの流れに乗せていこうということで考えてご

ざいます。

そして、そのリスク評価のがん原性試験につきましても、例えばリスク評価は、従来、年間10物質以内というところだったのですが、もう少し加速していこうということで15～20ぐらいの物質を対象として取り扱いたいと思っております。

がん原性試験もただいま申し上げましたように、足かけ5年ぐらいかかるわけですが、これを少し、代替法なども使いまして、このがん原性試験の速度を早めていきたいというようなことは考えてございます。

実は、こういう流れをつくりたいと考えてございましたので、ごらんいただくとわかりますように、化審法で21年度につくられました流れにかなり似ている部分がございますので、できれば化審法等々の取組と一緒にこういう取組ができたらいいなというようなことも考えてございまして、先ほど申し上げました3省4局の合同検討会などもお願いしてきたところでございます。3省4局の合同検討会につきましては、ここにお出しするペーパーにつきましてまだ最終的な確認がとれてございませんので、ペーパーは出してございませんが、この合同検討会のほうでは、先ほど申しましたように2つの大きな流れが大体合意されているかと思っております。

一つは、このリスク評価を行うに当たって、このハザード情報の部分は共通なわけでございますから、関係省庁でこのあたりのハザード情報を共有して、また、各事業者からもそういった情報をいただいて活用していこうと。それを踏まえて、例えば、これは労働分野であれば労働分野、これが環境分野であれば環境分野と、そういう大きな仕分けをして、それぞれの規制部局が責任を持って対処していくというような流れが必要ですねというような話が一つでございます。

もう一つは、先ほど消費者の問題でも出てございましたけれども、得られました危険有害性情報、これをサプライチェーンに沿ってきちんと提供していく仕組みをつくりましょうと。先ほど申し上げましたように、B to Bでは一応、曲がりなりにも化管法と安全衛生法でそういう仕組みをつくりましたけれども、このあたりをもう少し全般的なところに広げていく必要があるのではないかということが議論されてございます。

それから、もう一つつけ加えさせていただきますと、こういった取組を進めるに当たって、各関係者の責任、担うべき役割というようなことも議論されまして、事業者の皆さんには申し訳ございませんが、まず第1に、化学物質管理は、やはり事業者の皆さんできちんとやっていただくことが必要ですねというようなことが議論されました。それから、それを踏まえて、実際に働いておられる方々あるいは消費者の皆さんも、それぞれに適切な行動をとっていただくような必要があるな、こういった議論がまとめられてございます。こちらにつきましては、今、最終報告書を取りまとめてございますので、近々公表できると思っております。

以上でございます。

北野座長 ありがとうございます。

それでは、長谷部さんのほうから次にお願いして、あと上田さんにお願いして、3人の説明をいただいた後、全体で質問等をお受けしたいと思えます。では、お願いします。

長谷部氏 そうしましたら、資料4-2に基づきまして御説明させていただきます。

私どもは医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室でございます。家庭用品に含有する有害化学物質の規制を行っている法律を所管しておりまして、その法律での対応に係る説明でございます。

特定芳香族アミンを生ずるおそれのある家庭用品ということで、特定芳香族アミンというのはなかなか聞きなれない言葉ではありますが、スライド2で説明させていただいております。

まず、アゾ染料、繊維製品等の染料の中で最もよく使われているものでございますが、その中で、そのままでは特に発がん性等はないのですが、2ポツのところを書いておられますように、アゾ染料の一部は、皮膚表面の細菌あるいは肝臓等で還元的に分解されまして、発がん物質を生ずるものが一部でございます。そういったことを世界各国で議論されまして、現在までEU、中国、韓国等で繊維製品中の特定芳香族アミンの規制をしております。

日本の状況もどうかということで、詳しく説明させていただきますが、国立医薬品食品衛生研究所の協力を得まして、繊維製品あるいは革製品中の特定芳香族アミンの実態調査を実施しております。

スライド3でございます。こちらからやや詳しくなりますが、海外で規制されている特定芳香族アミンについてということでございます。先ほどから出ておりますが、IARCの国際的な発がん性の基準がございまして、そのグループ1からグループ3のどれに当てはまるかということでございます。

グループ1が一番発がん性の確度が高いというもので、この中ではベンジジンが一番有名なものでございます。その後、2A、2B、3ということで、22あるいは24物質の特定芳香族アミンについて規制している国がございまして。

スライド4でございますが、その海外の規制状況についてでございます。黄色でバックグラウンドについているところが規制しているところでございます。米国はまだ法律での規制はございません。EU、中国、韓国、ベトナム、特にEUで始まりまして、その後中国、韓国、ベトナムに広がってきたものでございます。

規制されている物質数はスライド3の化合物22あるいは24物質、基準値は30mg/kg以下となっております。中国は20mg/kgということもございまして、30から20mg/kgぐらいの間で規制されてございます。

次に、スライド5でございますが、2回ほど国内の実態調査をしておりまして、まず、平成20年度の調査についてご説明いたします。2009年1月から3月にかけて、実際に販売されております繊維製品を86製品買い上げまして調査をしております。調査対象製品の内訳は、のところに書いておりますような、ハンカチ、タオル、靴下、ランチョンマット等でございます。

結果としましては、86製品中7製品から、30mg/kgを基準値と見なしておりますが、基準値を超えた特定芳香族アミンが検出されたということでございます。ベンジジンは183~443 μ g/gという濃度で検出されてございます。検出されたのは、資料にもございますように、タオルとかハンカチとかTシャツは検出されていないのですが、インド製のランチョンマットから検出されたという結果でございました。

次に、もう一回実態調査を行いまして、それはスライド6、7でございまして。こちらのほうは、厚生労働科学研究費の中の化学物質リスク研究事業ということで、国立衛研の専門家の先生をお願いしまして調査をしております。2011年の後半で、東京都、埼玉県内の複数店舗にて購入。購入したものは、繊維製品が31、化学製品23。内訳は、 のようなTシャツ等でございまして。1回目の調査結果を踏まえまして、より検出されそうなものを中心に選んでおります。

では次に、スライド7でございまして、その結果でございまして。結果としましては、ベンジジンのみ基準値超過されたものが認められたということで、31製品中7製品でございまして。検出された製品は、ショール、マルチカバー、シートで、生産国はインドと、不明なものがございました。革製品についてもベンジジン等が23製品中3製品について検出されてございます。

実際にどういうものから検出されたかというのがスライド8でございまして、当然染めていないものからは全く検出されるはずもないということで、濃く染めているようなものを中心に選んでおりまして、資料で示されているようなショール、マルチカバー、シート等から検出されたという結果でございました。

スライド9でございまして、このような結果を7月6日の薬事・食品衛生審議会の中の化学物質安全対策部会に諮りまして、助言をいただいたところでございまして。試買調査結果の報告と今後の対応ということで、大きな方向性の議論をいただいております。結論を簡単に言いますと、日本でもEU、中国と同じような特定芳香族アミンについても基準値を設定すべきであるというようなことで理解しております。

部会での議論で方向性が見えましたので、今後は、部会の下で家庭用品安全対策調査会でより詳細を検討しまして、結論を得ましたら、化学物質安全対策部会にフィードバックして、法律に基づく基準値を設定するかどうかということの最終的な結論を得たいと思っております。

具体的な個別政策は以上でございまして、最後のスライドに、家庭用品規制法の原則的な規制スキームということで、7月の化学物質安全対策部会でも議論していただいております。大きくはこんな方向性でいいのではないかと御意見をいただいております。家庭用品は非常に多岐にわたりますので、情報の収集が一番大事だろうというご意見をいただいております。情報の収集はスライドの一番左のところでございますが、継続的に随時行って、海外情報、各省庁のデータ、事事例、あるいはデータベースのようなものから随時情報を収集するとしております。その中で、化学物質安全対策部会の先生の御助言も必

要に応じて得ながら、今回行ったような調査あるいは基準を設定するに当たりましては試験法が必要になりますので、分析方法の開発といったことも並行して進め、その後、基準値案を策定して所要の法令の改正を行うということで進めたらどうかということでございます。

こちらの中身のほうも大まかに認められておりますので、今後は、こういった方向で情報収集を進めながら、必要なものについては、法律に基づく基準値を策定していくという方向にしたいと考えてございます。

北野座長 ありがとうございます。

それでは、4-3について上田さんから説明をお願いします。

上田氏 お手元の資料、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画の点検・改定」について簡単に御説明させていただきます。

こちらの実施計画につきましては、先ほどのSAICM国内実施計画の附属資料に、今回スペースの関係で目次だけ掲載しておりますが、その一部をなすものということで位置づけているところでございます。

簡単に経緯、スライドの2ページ目でございますが、POPs条約が2001年5月に採択され、発効は2004年ということでございます。その条約の7条で、それぞれの締約国は、国内実施計画を条約の効力が生ずる日から2年以内に作成することということで、最初の実施計画につきましては2005年6月に「地球環境保全に関する関係閣僚会議」で了承され、提出したというところでございます。

次のスライドを御覧ください。今回の改定の経緯が書いてございますが、2009年5月の第4回締約国会議で9物質群が追加されました。それを受けて、それに対応した計画の改定をということで、今年の8月7日、関係省庁連絡会議を開催しまして、国内実施計画の改定と、あわせてそれまでの実施計画の点検結果について決定して、締約国会議に8月24日提出したというところでございます。

その下には9物質群を記載しておりますが、この中で、注にありますが、エンドスルファンについては、10年4月の締約国会議で追加されて、発効自体は2012年10月ということで先なのですが、この件についても盛り込んだ形で対応したものとして提出させていただいたところでございます。

計画改定の主なポイントは次のページに書いておりますが、基本的には、先ほどの物質追加に対応する形で、意図的な製造及び使用から生ずる放出等の削減、非意図的なものからの放出等の削減、また、その下ですけれども、在庫及び廃棄物から生ずる放出削減、それぞれについて、今回追加をした物質についての対応策を記載させていただいたところでございます。

また、あわせて実施しました点検結果につきましては、その次のページのスライドからございますが、非意図的な生成物の排出削減につきましては、ダイオキシン類については97年比で見れば10年度98%削減、また、ヘキサクロロベンゼンについては2002年から9年に

かけて排出量の40%削減、PCBについては、増加のものと削減のものが相まじっているということですが、トータルで、ダイオキシン類の排出量をグラフにしたところが、その次のページにございますが、当初、8,000g-TEQのレベルぐらいまで年平均で出ていたものが、現時点では150~160g-TEQあたりまで下がってきているということで、大幅な削減が見られていることがわかるかと思えます。

その次のページにつきましてですが、点検結果、引き続いて、在庫及び廃棄物を特定するための戦略ということで、埋設農薬につきましては、現在把握されている農薬の総数量の4,400トンのうち約4,000トンの農薬が昨年2月までに無害化処理をされていて、残り400トンについては、マニュアル等に基づき適切に管理されていることを報告しているところでございます。

また、汚染された場所を特定するための戦略として、ダイオキシン類の土壌汚染対策地域というものは3月までに5地域を指定しているところですが、そのうちの3地域については、措置が完了して指定を解除したということも記載させていただいているところでございます。

最後に、POPsの環境監視のための取組として、これまでも継続して環境省で環境モニタリング調査というものを継続的に実施してきて、新たな条約による追加についても対応して、そのモニタリングの拡大を図っているということも記載した上で、最後に10年度の調査結果等もあわせて記載させていただいているところでございます。

これについての詳細は、その次のスライドにあります関連情報というところで本文全体を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

以上です。

北野座長 ありがとうございます。

三木さん、お願いします。

三木氏 経済産業省でございます。すみません、うちだけ資料を出してなくて申し訳ございません。口頭で補足させていただきます。

経済産業省の取組としまして幾つかございまして、1つは、各省連携の合同検討会、半田課長から御紹介がありましたとおりでございます。今、中間取りまとめの最終調整中ではございまして、各省縦割りと言われますので、やはりその各省との連携をぜひ深めたい、特に情報共有とかそういうところはやっていきたいと思っていますし、この厚生労働省の10カ年計画にもぜひ協力をしていきたいと思っております。

それから、川上から川下への情報伝達、さらには消費者への情報伝達ということもぜひ検討していきたいと思っております。

あと幾つか取組がございまして、1つは、ナノ物質の管理に関する検討会、これは去年からやっています、実は来週、また検討会をやることにしております。リスク評価、それから計測技術のワーキングというものを何回か開いております、いろいろな今までの状況を来週報告することにしております。

それから、再来週、化学物質審議会というものも開く予定にしております、ここで審査でありますとか化管法の施行状況、それからいろいろトピック、ナノも含めまして、それからGHSのあり方、それから、アジア展開といったところをここで御紹介したいと思っております。

また、必要でしたら、この政策対話にも御紹介したいと思っております。

以上でございます。

北野座長 ありがとうございます。

資料4-1から4-3と三木課長から、各省庁の取組状況について説明がありました。10分ぐらい時間がございますので、質問を中心としてお受けしたいと思えます。有田さんどうぞ。

有田氏 資料4-1の胆管がんの件ですが、事業者名を公表しなかった理由というのを以前から半田課長に伺いたいと思っていたのですが、どういう理由で事業者名を公表されなかったのですか。

半田氏 基本的には、法令違反等の捜査ということもございますので、基本的には、個別事案についての事業所名は公表しないというのが、私どもの基本的なスタンスでございます。ただ、今回は、事業者さんが自ら記者会見などもやってございますので、もうご承知のとおりでございます。あえて申し上げませんが、基本的にはそういうスタンスでございます。

北野座長 よろしいですか。

ほかに質問がもしありましたら、どうぞ。

有田氏 やはり資料4-1ですが、それぞれの割合ということで消費者もというようなことが報告の最後のほうにあったと思うのですが、情報が開示されていないと、消費者は適切な行動もとれません。具体的に情報というところもこの議論の中、3章のところでも出ていると思います。

それと、この資料4-2の特定芳香族アミンを生ずるおそれのあるというところでもいいますと、これは、多分木綿のものからだけだと思うのです。アジアの国が規制に動いている中で、日本とアメリカが規制していない。日本は規制を検討中だと思います。現在、日本で規制されていないので、日本以外のアジアの国で規制されたものが日本に流れてくるのではないかとということが懸念されます。ですので、急いで動いていただきたいと思っております。

北野座長 長谷部さん、何かありますか。

半田氏 わかりました。それで、先ほどの一般の方々への情報伝達する観点から申し上げますと、それは全体の枠組みの中で、まずGHS情報伝達どうやっていくかという議論をしてきましたし、これからもやっていきますというのが1つ。

それから、私ども労働安全衛生の立場でも、先ほど申し上げましたように、個別事案では基本的には公表しないことにしておりますけれども、物によりましては、例えば不特定多数の一般の方にそういったものが行き渡る、例えばアスベスト製品なんかはそうなの

ですが、そういうことがある場合には、これは逆に、周知しないと皆さんが予防的措置をとれませんので、これは公表する、こういうスタンスでやってございます。原則はこうとしながらも、有田さんがおっしゃるように、一般の皆さんの安全にも配慮した取組を心がけてきていましたし、これからもやってまいります。

長谷部氏 国内に出回っているものに対して純粹に懸念があるということで、これから調査会のほうをできるだけ早いうちに開催しまして、議論としては、試験法もある程度違っているかと思いますが、どの試験法が一番いいのかという検討と、リスク評価も行いまして、必要な基準値あるいは試験法を確定できましたら、至急部会のほうに上げまして、部会のほうの結論が出たら、すぐ法令の手續に入りたいと思います。

先ほど言い忘れましたが、一応国内のほうでも、関係業界、繊維業界、革業界でも本年3月にEU等と内容的には同等の自主基準を策定しております。

北野座長 禁止されたのは、これは使用する前の製品ですね。すると未反応物。ベンジンなんかの。

長谷部氏 市販しているものを買い上げまして、強制的に化学還元分解して芳香族アミンを検出したということです。

北野座長 そういうことですか。わかりました。

ほかに。中下さんどうぞ。

中下氏 資料4-2の一番最後のページの原則的な規制スキームということで、このような御検討を開始されたことは大変評価をしておりますけれども、先ほどおっしゃったように、情報の収集をどうしていくかということによって、実際にうまく規制につながっていくかどうかということも非常に大きいのかなと思います。

他省庁の情報網ということで書かれているのですけれども、何となくこの法律というのは、何か事件が起こるとか、あるいは海外で規制が行われるとかということで、では、日本もという検討しか、それから初めて検討が始まるというのが今までだったのではないかと感じておりまして、ぜひこういった原則スキームをつくっていただくことによって、なるべく未然に防止する、つまり、こういうことが起こらないように、こういう毒性がある化学物質については、家庭用品として何か規制を設けていこうというような哲学を持っていただきたいと思っております。

とりわけ、私は、この間も申し上げたのですけれども、労働安全の場で労働者が危険なものは、消費者だって危険性はやはりあるのですね。だから、半田さんのところでもう既に、今600物質、これは発がん性だけしか検討しておられないので、家庭用品の検討は発がん性だけでは不十分で、接触毒性とか、その他いろいろあるかと思しますので、ですからそういう検討に、まず労働安全衛生法の規制対象物質は全部点検していくというような検討を、化審法もそうでしょうけれども、そういうような戦略を持って運用していただけたらというのが一つ。

それからもう一つ、これは表示も非常に重要だと思うのですね。家庭用品の表示の部分。

ところが、残念ながら、これも連携が非常に必要なのですけれども、経済産業省所管で品質表示法ということになっているのです。今は消費者庁だ。消費者庁がいらっしゃらないのですけれども、それで表示も、これは後でまた申し上げたいところではありますけれども、我々消費者にとってみれば一元化が一番必要かなと思う部分で、食品表示は一元化が少し着手されたように報道されておりますけれども、ぜひ消費者用の化学物質、消費者製品に使われる化学物質についての表示の一元化ということに前向きに取り組んでいただきたいと思います。これは、実はここに消費者庁さんがおいでになっていないから、直接厚生労働省さんに申し上げてもしょうがないのかもしれませんが、問題提起として申し上げたいと思います。

北野座長 その辺はまた、この後のテーマとして考えていきましょうか。

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

そろそろ予定した時間になったのですが、最後に議題5があるのですが、その他ですが、今日、これまでの議論を通して、言い忘れたなり、これだけは言っておきたいというようなことがありましたら。全体です。村山さんどうぞ。

村山座長代理 確認したいのですけれども、今日最初の議題で議論がなされた実施計画、これが9月のICCM3で御報告されるということですが、内容として、これすべてが報告されるのか、あるいは概要というか一部が出されるのか、そのあたりの方針がありましたら教えていただければと思います。

北野座長 水谷さんいかがですか

事務局 御質問ありがとうございます。基本的には、これは59ページまですべて英訳のほうにかけてはおりまして、どういう形で配布するかまでまだ決めてはおりませんが、翻訳したものを持って行って、プレナリーの間とかで策定したということ報告するとともに、必要に応じてお示ししていくような感じかなと思っております。

北野座長 よろしいですか。

そのとき、先ほどちょっと申し上げた実施計画の具体的な表か何かを1枚作っておくと、サマリーというか、非常にわかりやすいかもしれませんね。

ほかにはどうでしょうか。はい。

今日はどうも長時間の御審議ありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

事務局 先生ありがとうございました。

先ほど北野座長より御説明がありましたとおり、国内実施計画案について、本日いただいた御意見につきましては、その取りまとめを座長に御一任いただくとのことですので、座長に御相談しつつ、事務局で取りまとめさせていただければと思います。

また、その御意見を踏まえまして、関係省庁とも御相談の上、SAICM国内実施計画の内容を最終的に確定させる予定です。最終的な取りまとめ結果、対応については、メンバーの皆様にも改めて御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

次回の第3回「化学物質と環境に関する政策対話」は、本年度の11月ごろを予定しております。議題等につきましては、メール等による調整、また、この後、北野先生より御発言いただきましたけれども、ステアリング、運営についての打ち合わせ等で御議論いただいて、そして決定させていただきたいと考えております。

傍聴者の方へ配付しておりますアンケートを回収いたしますので、御記入いただきました方は受付まで御提出いただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、そのステアリングを開始させていただくのを16時ごろとさせていただきたいと思っておりますので、メンバーの皆様は一たん休憩をおとりいただき、16時ごろにお戻りいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、これで第2回「化学物質と環境に関する政策対話」を終了いたします。皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。

(以上)